



**ANY COLOR 株式会社
新株式発行並びに株式売出届出目論見書**

2022年4月

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式63,325千円（見込額）の募集及び株式1,659,860千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式260,154千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年4月28日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ANY COLOR株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

① Our Vision

A NEW MAGICAL EXPERIENCE

魔法のような、新体験を。



当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションを掲げており、今までにない新しいエンターテイメントの体験を世の中に提供することを目的に、サービス展開を行っております。

テレビ・ラジオをはじめとした従来のメディアにおいては、コンテンツを制作するクリエイターが、視聴するユーザーにコンテンツを提供するという一方通行の形式が主体となっていました。しかし、インターネットを通じて、誰もがコンテンツを発信するクリエイターになることが可能となることで、クリエイターとユーザーの垣根がなくなり、より多くのコンテンツが発信されるようになり、Google LLCが提供する動画配信プラットフォームであるYouTube等を用いたライブストリーミング^(注)によって、ユーザーがリアルタイムで反応ができる双方向性のメディアが新しいメディアの形態として出現してきました。

当社は、テクノロジーを活用して新しい体験を提供することで、エンターテイメントの更なる可能性を追求し、世の中の人々に楽しみを与えることを目指してまいります。

(注) インターネット上で、音声や動画をリアルタイムで配信すること。

2 事業の内容

国内VTuberビジネス

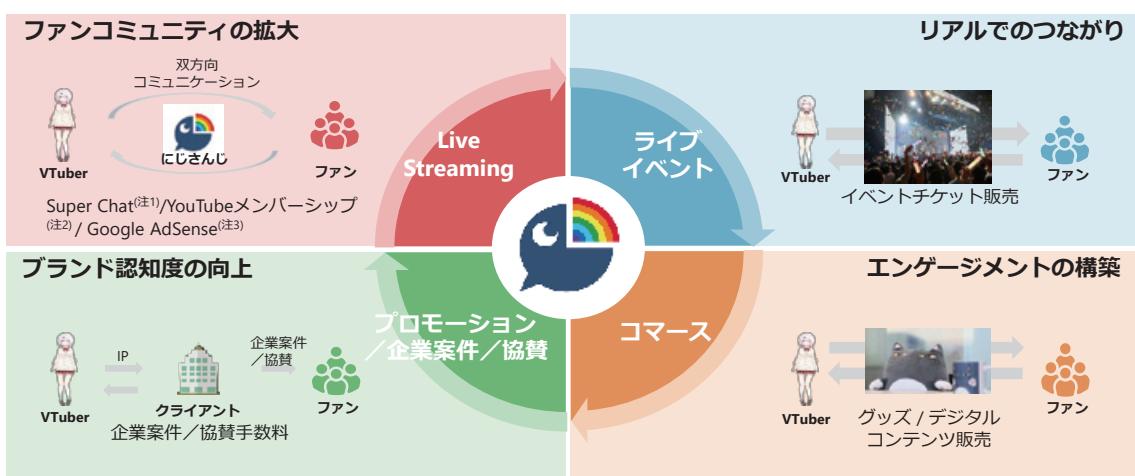
当社が運営するVTuberグループ「にじさんじ」は、本書提出日現在で約150名の多種多様なVTuberが所属するVTuberグループであり、ライブストリーミングによる双方性のコミュニケーションを通じて、ファンコミュニティの構築を図っております。更に、グッズ・デジタル商品の販売やイベントの開催等を通じて、VTuberコミュニティの盛り上がりを高めることができます。

VTuberとはVirtual YouTuberの略称であり、ライバーと呼ばれる現実の人間を、モーションキャプチャー技術^(注)を利用してバーチャルキャラクター（アニメキャラクター）に置き換えることで、従来のアニメキャラクターでは表現できなかった詳細な表情や仕草を表現して、動画配信を行うことが可能になりました。また、ユーザーはライブ配信のチャット機能を通じて、VTuberとコミュニケーションをとることが可能です。

(注) モーションキャプチャーとは、現実の人物や物体の動きをデジタル的に記録する技術であります。



「にじさんじ」では後述の通り、YouTubeにおいて動画配信を行うライブストリーミング領域、VTuberグッズ等のコンテンツ販売・イベント開催を行うコマース領域、当社所属VTuberに関するIP (Intellectual Property: 知的財産) を用いて顧客企業の商品やサービスのプロモーションを行うプロモーション領域でビジネスを展開しております。



注記

1. YouTubeのライブ配信におけるチャット機能のうち、ユーザーが有料課金を行うことでコメントが目立つように固定表示される機能
2. ユーザーが一定の月額料金を支払うことによってYouTubeチャンネルのメンバーとなり、チャンネル独自の限定動画、その他のアイテム等のメンバー限定の特典を得られる制度
3. YouTube上に流れる広告による収益の一部をGoogle LLCから受領することによる収益

① ライブストリーミング領域

ライブストリーミング領域においては、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を中心に、VTuberとの双方向のコミュニケーションを通じてファンコミュニティの創出を図っており、当社の新規VTuberは以下のプロセスでデビューに至ります。



以上のプロセスを経て活動を行うVTuberは、SNSや配信等を通じてファン等と相互のコミュニケーションが可能であり、各VTuberはバーチャル世界におけるタレントとして、テレビ番組に出演する等様々な活動領域に進出しております。

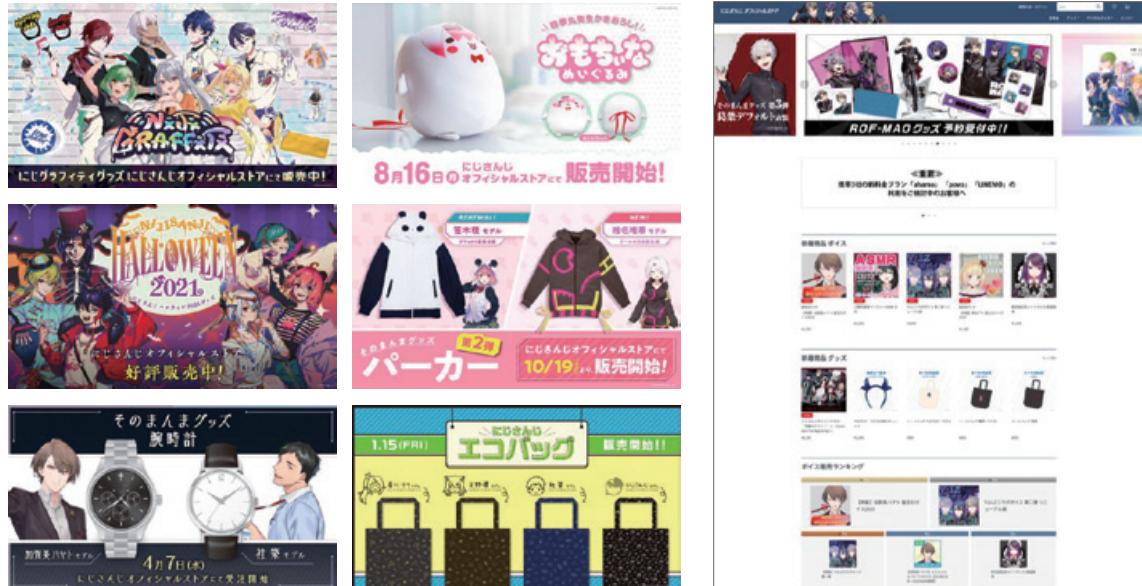


当社は、収益の拡大に向けてVTuberに対してYouTubeにおける動画配信活動のサポートその他の各種サポートを行うとともに、「にじさんじ」グループとしての動画番組制作のサポート、自宅から配信可能な機材の貸与や配信スタジオの提供、動画内で使用される社外の著作物に関する権利確認や各種ガイドラインに沿った研修の実施等によるコンテンツの健全化対応、インターネット上での炎上事案を発生させないためのVTuberへのコンプライアンス研修、VTuberに対する誹謗中傷が発生した場合は、誹謗中傷に該当する発信の削除請求や警察への被害相談等を行っております。

② コマース領域(コンテンツ販売・イベント)

当社のコマース領域は、ライブストリーミング領域で培ったファンコミュニティに、ライブ配信以外の接点を提供してVTuberの活動の幅を拡大するとともに、より一層ファンとの接点を増加していくことを目的としております。コマース領域は主にコンテンツ販売とイベント企画・運営の2つのサービスで構成されています。

コンテンツ販売



様々なグッズ・ボイス企画を定期的に実施

にじさんじオフィシャルストア等を通じた常設コンテンツPFの活用

イベント

Virtual to LIVE in両国国技館 2019



にじさんじ単独の大規模ライブイベント
15名のライバーが3Dにて出演

にじさんじ JAPAN TOUR 2020 Shout in the Rainbow!



初の全国Zeppツアー、全国5都市6公演にて
ツアー実施（※新型コロナウイルス感染症の影響により、
うち1公演は翌年開催・1公演無観客にて実施）

にじさんじ Anniversary Festival 2021



3周年を記念した大規模フェスイベント
東京ビッグサイトにて前夜祭含め3日間、ライブ・メ
インステージ・ライバー企画等を実施

③ プロモーション領域

プロモーション領域における収益は主にタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演(以下タイアップ広告、IPライセンス、メディア出演を総称して「企業案件」という。)の3つで構成されています。タイアップ広告とは、顧客企業の商品やサービスを動画等によりVTuberがプロモーションを行うもので、当社は顧客企業よりプロモーションの対価を受領します。IPライセンスとは、当社が保有する当社所属VTuberに関するIPを顧客企業の商品やサービスに使用許諾を行うというもので、当社は顧客企業よりIPの使用料を受領します。メディア出演とは、当社に所属するVTuberがテレビ、ラジオ、雑誌、インターネット配信その他の顧客企業のメディアに出演するもので、当社は所属VTuberの出演料を顧客企業より受領します。当社では、顧客企業に対してVTuberのIP利用を提案し、企業案件受注後は実施に向けて顧客企業とVTuberの間にに入ってサポートを行っています。

タイアップ実績紹介



VTuberの活動領域が拡がっていくことで、VTuberの認知度が高まり、IPとしての価値は次第に高まっていき、メディアでの活動の幅・出演機会は今後も増えていくものと考えています。

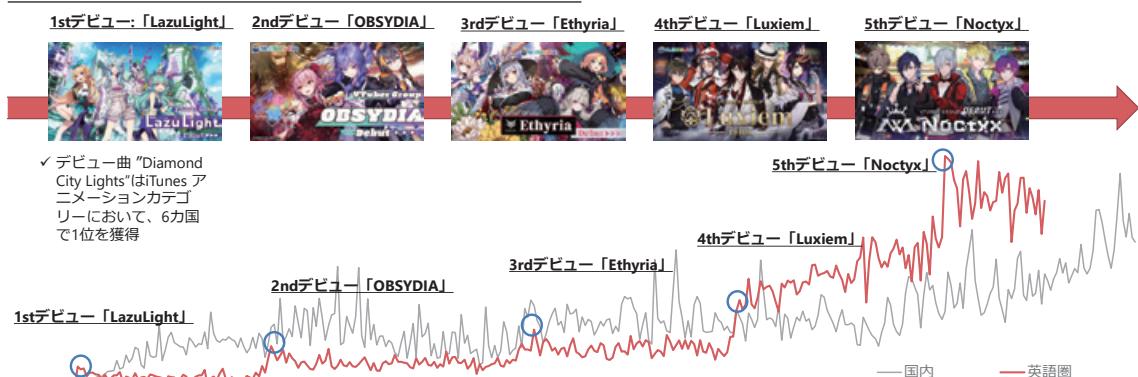
また、当社はステルスマーケティング^(注)を防止すること及び優良誤認を防止することを目的に提供表示に関するガイドラインを策定しており、顧客企業やファンからの信頼獲得に努めています。

(注)何らかの宣伝・広報であることを消費者に隠して行う活動のこと。

海外VTuberビジネス

当社は英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しており、各地域に向けたライバーは国内VTuberビジネスと同様の要領でのオーディションにより選考を行っており、各地域の言語や文化に精通した候補者がオーディションに応募しております。また、ライバーと業務委託契約を締結し、VTuberとしてデビューして以降も、国内VTuberビジネスと同様に、YouTubeを中心とした動画配信、コンテンツ販売、イベント、企業案件といった展開を行っております。

ビジネス開始後1年間のYouTube視聴時間推移の比較^(注1)



英語圏におけるVTuberの積極デビューを通じて、国内と同様の立ち上がり時のモメンタムを確認

注記

1. 英語圏は2021年5月から2022年3月末までの11か月間の数値

3 業績等の推移

提出会社の経営指標等

(単位:千円)

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第3四半期
決 算 年 月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年1月
売上高	16,622	866,517	3,478,701	7,636,041	10,159,499
経常利益又は経常損失(△)	△3,962	47,258	42,008	1,451,104	3,131,750
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△1,897	29,699	32,435	937,297	2,059,760
持分法を適用した場合の投資損失(△)	—	—	—	—	—
資本金	31,500	31,500	100,000	104,120	104,120
発行済株式総数					
普通株式	13,750	13,750	1,250,000	1,270,600	29,943,435
A1種優先株式	(株) —	—	216,524	216,524	—
A2種優先株式	—	—	125,000	125,000	—
B種優先株式	—	—	424,105	424,105	—
純資産額	60,102	89,801	2,703,801	3,525,678	5,585,439
総資産額	67,311	277,593	3,590,681	6,229,760	8,351,608
1株当たり純資産額(円)	4,371.06	6,531.00	2.39	29.80	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△171.43	2,159.94	1.39	30.97	68.79
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	89.29	32.35	75.25	56.54	66.84
自己資本利益率(%)	—	39.62	2.32	30.12	—
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△205,179	1,350,439	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△260,459	△757,890	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	2,892,149	544,138	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	2,491,645	3,628,274	—
従業員数(人)	3 (−)	48 (−)	150 (4)	156 (35)	— (−)
（外、平均臨時雇用者数）					

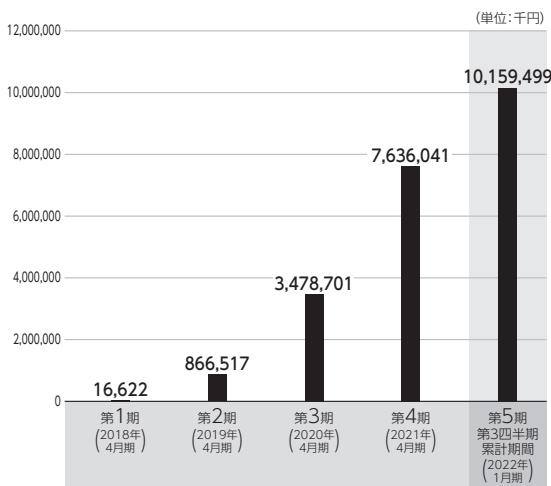
(注)1.当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第1期から第3期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社が存在しないため記載しておりません。第4期及び第5期第3四半期は、利益基準及び利益剰余金基準その他の項目から見て重要性が乏しいため記載をしておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また1株当たり当期純損失であるため記載をしておりません。第2期、第3期、第4期及び第5期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載をしておりません。
5. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載をしておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
8. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
9. 従業員数は就業人員(正社員及び契約社員)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間平均人員を()外数で記載しております。
10. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。また、第5期第3四半期の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
11. なお、第1期、第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 2019年5月24日開催の臨時株主総会により、2019年6月14日付で新たにA2種優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を行う決議するとともに、発行済みの普通株式の一部をA2種優先株式へと内容の変更を行う決議をしております。
13. 2021年11月30日付で、A1種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A1種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。
14. 当社は、2018年3月22日開催の臨時株主総会決議により、2018年4月11日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
15. 当社は、2019年7月26日開催の取締役会決議により、2019年8月13日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
16. 当社は、2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

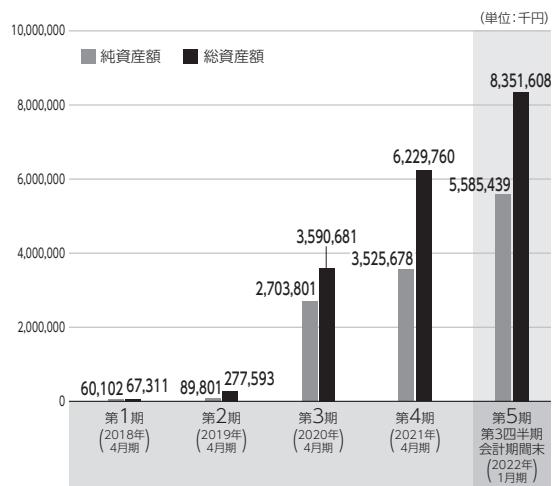
なお、第1期、第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第3四半期
決 算 年 月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年1月
1株当たり純資産額(円)	2.91	4.35	2.39	29.80	—
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.11	1.44	1.39	30.97	68.79
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)

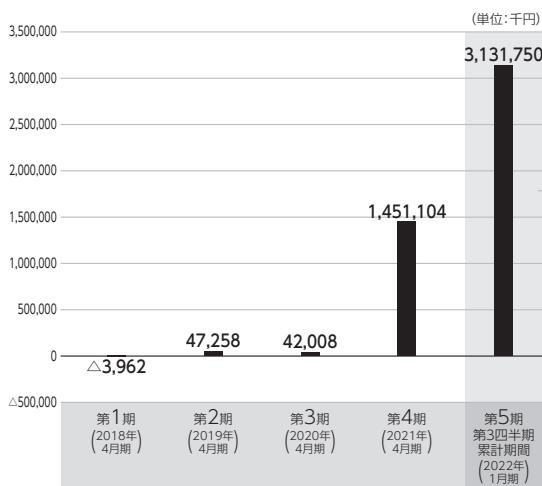
売上高



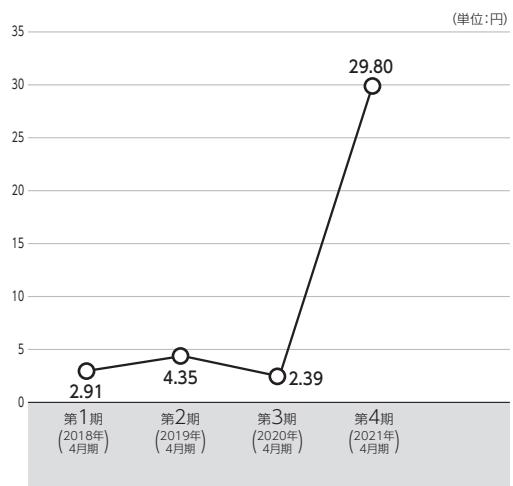
純資産額／総資産額



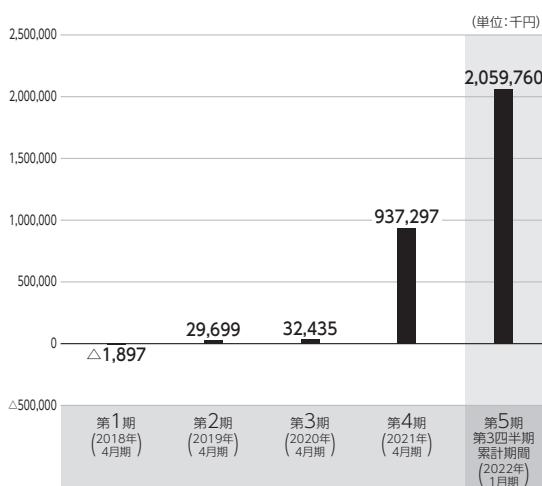
経常利益又は経常損失(△)



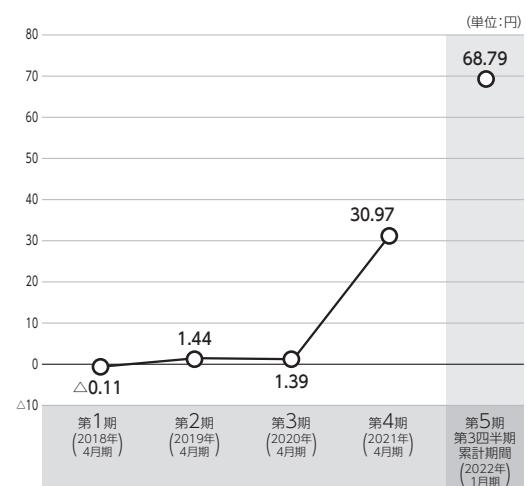
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注)当社は、2018年4月11日付で普通株式1株につき100株、2019年8月13日付で株式1株につき100株、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	27
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
4. 経営上の重要な契約等	38
5. 研究開発活動	39
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 提出会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
2. 自己株式の取得等の状況	70
3. 配当政策	72
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	73

第5 経理の状況	83
1. 財務諸表等	84
(1) 財務諸表	84
(2) 主な資産及び負債の内容	126
(3) その他	127
第6 提出会社の株式事務の概要	128
第7 提出会社の参考情報	130
1. 提出会社の親会社等の情報	130
2. その他の参考情報	130
第四部 株式公開情報	131
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	131
第2 第三者割当等の概況	134
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	134
2. 取得者の概況	138
3. 取得者の株式等の移動状況	148
第3 株主の状況	149
[監査報告書]	152

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月28日
【会社名】	A N Y C O L O R 株式会社
【英訳名】	A N Y C O L O R Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 田角 陸
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F
【電話番号】	03-4335-4850 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 経営管理部長 釣井 慎也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F
【電話番号】	03-4335-4850 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 経営管理部長 釣井 慎也
【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出) 金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 63,325,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,659,860,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 260,154,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照下さい。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）3	1 単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1 2022年4月28日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 発行数については、2022年5月23日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2022年5月31日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2022年5月23日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	63,325,000	37,250,000
計（総発行株式）	50,000	63,325,000	37,250,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,490円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,490円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は74,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年6月1日(水) 至 2022年6月6日(月)	未定 (注) 4	2022年6月7日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2022年5月23日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年5月31日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2022年5月23日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2022年5月31日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2022年4月28日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2022年5月31日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2022年6月8日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込みに先立ち、2022年5月24日から2022年5月30日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2022年6月7日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1 引受株式数は、2022年5月23日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日（2022年5月31日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
74,500,000	20,000,000	54,500,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,490円）を基礎として算出した見込額であります。2022年5月23日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれおりません。
3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額54,500千円については、事業拡大に係る採用費及び人件費に充当する予定であります。

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションを掲げ、今までにない新しいエンターテイメントの体験を世の中に提供することを目的に、サービス展開を行っております。このミッションを実現するためには、事業拡大のための優秀な人材の採用・育成による体制強化が必要と認識しており、採用費及び人件費として、2023年4月期に全額を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年5月31日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
	ブックビルディング方式	1,114,000 1,659,860,000	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー38階 株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス 435,000株 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー38階 株式会社アドウェイズ 300,000株 東京都港区 田角 陸 200,000株 東京都港区六本木六丁目10番1号 KLab株式会社 129,000株 東京都墨田区 草薙 貴也 50,000株
計(総売出株式)	—	1,114,000 1,659,860,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
- 2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式1,114,000株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）があります。上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2022年5月31日）に決定されます。海外販売株数は引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出数については、今後変更される可能性があります。
- 海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,490円）で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出し

に関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

- 6 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 7 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 8 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 6月1日(水) 至 2022年 6月6日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2022年5月31日）に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と2022年5月31日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2022年6月8日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	174,600	260,154,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	174,600	260,154,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2022年6月8日から2022年7月6日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,490円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2022年 6月1日(水) 至 2022年 6月6日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2022年5月31日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2022年6月8日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社（以下、「共同主幹事会社」といいます。）として、2022年6月8日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定あります。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものです。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2022年5月31日)に決定されますが、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

(注) 1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(11) 海外販売の受渡年月日

2022年6月8日(水)

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2022年7月6日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2022年7月6日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である田角陸、売出人である株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス、KLab株式会社、草彅貴也、並びに当社の株主であるLC FUND VIII, L.P.、HODE HK Limited、Skyland Ventures 2号投資事業有限責任組合、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント、本田謙、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合、けいはんな学研都市ATRベンチャーNVCC投資事業有限責任組合、SinGrowthPartners Pte. Ltd.、上野山勝也、Highsino Group Limited、伊藤忠商事株式会社、MOI Inc.、大湯俊介及び伊藤将雄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2022年12月4日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を共同主幹事会社が取得することを除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社の新株予約権を保有する釣井慎也、草彅貴也、鈴木貴都、盧八味、花見正人、麓貴隆、山川凌、石橋潤、安達小百合、石山雄介、白鳥洸、安聖光及び小泉亮太は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストック・オプションまたは譲渡制限付株式報酬にかかる発行等（ただし、ロックアップ期間中に行使または譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1.0%を超えないものに限る。）を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります。当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に關し、割当を受けたものとの間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	16,622	866,517	3,478,701	7,636,041
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△3,962	47,258	42,008	1,451,104
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,897	29,699	32,435	937,297
持分法を適用した場合の投資損失 (△) (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	31,500	31,500	100,000	104,120
発行済株式総数 普通株式 A 1種優先株式 A 2種優先株式 B種優先株式 (株)	13,750	13,750	1,250,000	1,270,600 216,524 125,000 424,105
純資産額 (千円)	60,102	89,801	2,703,801	3,525,678
総資産額 (千円)	67,311	277,593	3,590,681	6,229,760
1株当たり純資産額 (円)	4,371.06	6,531.00	2.39	29.80
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△171.43	2,159.94	1.39	30.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	89.29	32.35	75.25	56.54
自己資本利益率 (%)	—	39.62	2.32	30.12
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△205,179	1,350,439
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△260,459	△757,890
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	2,892,149	544,138
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	2,491,645	3,628,274
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	3 (—)	48 (—)	150 (4)	156 (35)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第1期から第3期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社が存在しないため記載しておりません。第4期は、利益基準及び利益剰余金基準その他の項目から見て重要性が乏しいため記載をしておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また1株当たり当期純損失であるため記載していません。第2期、第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。

5. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第1期、第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 2019年5月24日開催の臨時株主総会により、2019年6月14日付で新たにA2種優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を決議するとともに、発行済みの普通株式の一部をA2種優先株式へと内容の変更を行う決議をしております。
12. 2021年11月30日付で、A1種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A1種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 当社は、2018年3月22日開催の臨時株主総会決議により、2018年4月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
14. 当社は、2019年7月26日開催の取締役会決議により、2019年8月13日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
15. 当社は、2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
1株当たり純資産額 (円)	2.91	4.35	2.39	29.80
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） (円)	△0.11	1.44	1.39	30.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2017年5月	東京都新宿区において、いちから株式会社を資本金100万円で設立
2017年11月	東京都新宿区から東京都渋谷区に本店移転
2018年1月	VTuber（注1）グループ「にじさんじ」の始動を発表し、ライバー（注2）募集を開始
2018年2月	第1期の「にじさんじ」所属VTuber 8名が活動を開始
2018年5月	ゲーム配信者に特化したVTuberグループ「にじさんじゲーマーズ」を開始
2018年6月	「にじさんじ」の候補生により構成される「にじさんじSEEDs」を開始
2018年12月	「にじさんじ」、「にじさんじゲーマーズ」、「にじさんじSEEDs」の3グループを「にじさんじ」に統合
2019年2月	「にじさんじ」の配信スケジュールサイト「いつから.link」のウェブブラウザ版の提供を開始
2019年4月	中国におけるVTuberグループ「VirtuaReal Project」の始動を発表し、ライバー募集を開始 「いつから.link」のiOS・Androidアプリ版の提供を開始
2019年7月	インドネシアにおけるVTuberグループ「NIJISANJI ID」の始動を発表し、ライバー募集を開始
2019年11月	インドにおけるVTuberグループ「NIJISANJI IN」の始動を発表し、ライバー募集を開始
2019年12月	韓国におけるVTuberグループ「NIJISANJI KR」の始動を発表し、ライバー募集を開始
2020年3月	東京都渋谷区から東京都千代田区に本店移転
2020年6月	「にじさんじ」の英語圏に向けた公式YouTubeチャンネルを開設
2020年9月	「にじさんじ」専用のオンラインショップである「にじさんじオフィシャルストア」を開設
2020年10月	「にじさんじ」公式のファンクラブである「にじさんじ FAN CLUB」の提供を開始
2021年4月	インドにおけるVTuberグループ「NIJISANJI IN」の活動を休止
2021年5月	東京都千代田区から東京都港区に本店移転 商号をいちから株式会社から ANY COLOR 株式会社に変更 英語圏におけるVTuberグループ「NIJISANJI EN」が活動を開始
2021年6月	VTuberとして活躍するためのタレント育成プロジェクト「バーチャル・タレント・アカデミー」を開始
2022年4月	インドネシアにおけるVTuberグループ「NIJISANJI ID」と韓国におけるVTuberグループ「NIJISANJI KR」を、VTuberグループ「にじさんじ」に統合

(注) 1. VTuberとは、Virtual YouTuberの略称であり、YouTube（Google LLCが提供する動画配信プラットフォーム）上で独自に製作した動画を継続して公開している人物のうち、2Dまたは3Dのアバターを利用して活動するものの名称であります。

2. ライバーとは、動画配信活動を行う配信者の名称であります。

3 【事業の内容】

(1) コーポレート・ミッション

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションを掲げており、今までにない新しいエンターテイメントの体験を世の中に提供することを目的に、サービス展開を行っております。

テレビ・ラジオをはじめとした従来のメディアにおいては、コンテンツを制作するクリエイターが、視聴するユーザーにコンテンツを提供するという一方通行の形式が主体となっていました。しかし、インターネットを通じて、誰もがコンテンツを発信するクリエイターになることが可能となることで、クリエイターとユーザーの垣根がなくなり、より多くのコンテンツが発信されるようになり、Google LLCが提供する動画配信プラットフォームであるYouTube等を用いたライブストリーミング（注1）によって、ユーザーがリアルタイムで反応ができる双方向性のメディアが新しいメディアの形態として出現してきました。

当社は、テクノロジーを活用して新しい体験を提供することで、エンターテイメントの更なる可能性を追求し、世の中の人々に楽しみを与えることを目指してまいります。

（注）1. インターネット上で、音声や動画をリアルタイムで配信すること。

(2) サービス概要

当社が運営するVTuberグループ「にじさんじ」は、本書提出日現在で約150名の多種多様なVTuberが所属するVTuberグループであり、ライブストリーミングによる双方向性のコミュニケーションを通じて、ファンコミュニティの構築を図っております。更に、グッズ・デジタル商品の販売やイベントの開催等を通じて、VTuberコミュニティの盛り上がりを高めることができます。

VTuberとはVirtual YouTuberの略称であり、ライバーと呼ばれる現実の人間を、モーションキャプチャー技術（注1）を利用してバーチャルキャラクター（アニメキャラクター）に置き換えることで、従来のアニメキャラクターでは表現できなかった詳細な表情や仕草を表現して、動画配信を行うことが可能になりました。また、ユーザーはライブ配信のチャット機能を通じて、VTuberとコミュニケーションをとることが可能です。

「にじさんじ」所属VTuber



また、当社は国内だけではなく、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しており、各国のネットワークを活かし、VTuberコンテンツを世界へ配信しております。

（注）1. モーションキャプチャーとは、現実の人物や物体の動きをデジタル的に記録する技術であります。

(3) 当社の事業分野別的内容

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであり、主な事業はVTuberグループ「にじさんじ」の運営であり、YouTubeにおいて動画配信を行うライブストリーミング領域を中心としながら、動画配信以外の接点を提供してVTuberの活動の幅を拡大する「コマース領域（VTuberグッズ等のコンテンツ販売・イベント）」、当社が保有する当社所属VTuberに関するIP（Intellectual Property：知的財産）を用いて、顧客企業の商品やサービスのプロモーションを行う「プロモーション領域」でビジネスを展開しております。また、新規ビジネス領域として海外VTuberビジネスを運営しております。



① ライブストリーミング領域

ライブストリーミング領域においては、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を中心に、VTuberとの双方向のコミュニケーションを通じてファンコミュニティの創出を図っております。

新規VTuberのデビューにあたっては、VTuberの容姿を含む、キャラクター設定を当社でデザイン・設計し、当社が開催するオーディションへの応募者の中からライバーを選考しております。その後、オーディションで選ばれたライバーとの間で業務委託契約を締結したうえで、当社が作成したVTuber活動に必要なアバター、VTuberの名称、当社が開発した自宅から自分一人で2D及び3Dでの配信を可能にするツール、YouTube等の配信アカウントやソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）アカウントをライバーに貸与しています。

以上のプロセスを経て活動を行うVTuberは、SNSや配信等を通じてファン等と相互のコミュニケーションが可能であり、各VTuberはバーチャル世界におけるタレントとして、テレビ番組に出演する等様々な活動領域に進出しております。

当社に所属するVTuberは、YouTubeにおいて主にライブ配信動画を中心とした動画配信活動に従事しております。ユーザーはVTuberによるライブ配信を視聴する中で、YouTubeに搭載されているチャット機能を通じて、VTuberと交流することができます。また、ライブ配信動画は、リアルタイムでのライブ配信を視聴できなかつたユーザーも、各VTuberのYouTubeチャンネルに過去動画が蓄積されており、ユーザーは当該動画を視聴することができます。

当社は、収益の拡大に向けてVTuberに対してYouTubeにおける動画配信活動のサポートその他の各種サポートを行うとともに、「にじさんじ」グループとしての動画番組制作のサポート、自宅から配信可能な機材の貸与や配信スタジオの提供、動画内で使用される社外の著作物に関する権利確認や各種ガイドラインに沿った研修の実施等によるコンテンツの健全化対応、インターネット上での炎上事案を発生させないためのVTuberへのコンプライアンス研修、VTuberに対する誹謗中傷が発生した場合は、誹謗中傷に該当する発信の削除請求や警察への被害相談等を行っております。

ライブストリーミング領域における収益は主にSuper Chat、YouTubeメンバーシップ、Google AdSense収益の3つで構成されています。Super Chatとは、YouTubeが提供するサービスであり、YouTubeのライブ配信におけるチャット機能のうち、ユーザーが有料課金を行うことで当該ユーザーのコメントが目立つように固定表示

される機能です。ユーザーはその課金額に応じて、自分自身のチャットの色と固定表示される時間の長さが変わり、ユーザーは自分自身のコメントを色付けして強調させることで、VTuberにコメントを認識してもらう機会が増え、VTuberとユーザー間、ファン同士のコミュニケーションが促進されることに加え、ファンコミュニティにおけるユーザーの認知度を高めることにもつながります。

YouTubeメンバーシップについても、YouTube上でのサービスの一つであり、ユーザーが一定の月額料金を支払うことによってYouTubeチャンネルのメンバーとなり、メンバーシップに加入したユーザー向けの限定動画、その他のアイテム等のメンバーシップ限定の特典を得られる制度です。Google AdSense収益は、当社所属VTuberのYouTube上の動画を閲覧しているユーザーが、YouTube上に流れる広告を閲覧することにより、収益の一部をGoogle LLCから受領することによる収益です。

ライブストリーミング領域における3つの収益のうち、Super Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益については、Google LLCへの手数料を控除したネット金額を受領しておりますが、財務諸表上の収益にはSuper Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益の総額を計上し、費用にGoogle LLCへの手数料を計上しております。Google AdSense収益については、Google LLCからの受領額（ネット金額）を収益に計上しております。また、ライバーに対しては、各VTuberのYouTubeチャンネルから稼得された収益のうち一部を支払います。

② コマース領域（コンテンツ販売・イベント）

当社のコマース領域は、ライブストリーミング領域で培ったファンコミュニティに、ライブ配信以外の接点を提供してVTuberの活動の幅を拡大するとともに、より一層ファンとの接点を増加していくことを目的としております。コマース領域は主にコンテンツ販売とイベント企画・運営の2つのサービスで構成されています。

コンテンツ販売

当社はライブ配信で培ったファンコミュニティに向けて、ライブ配信以外でのVTuberと接する機会を増加させる観点から、様々な当社オリジナルのグッズやVTuberの音声を録音したデジタル商品（以下グッズとデジタル商品を総称して「コンテンツ」という。）を販売しております。コンテンツには、常時販売されている常設コンテンツの他、季節限定コンテンツや受注生産コンテンツ、イベント限定コンテンツ等の様々な形態があります。加えて、VTuberの活動の幅の拡がりに応じて、歌手デビューを行うVTuberも増えており、それに応じて楽曲の販売等、新しいコンテンツ販売も増加しております。

販売チャネルについては、「にじさんじ」公式のオンライン販売ウェブサイトである「にじさんじオフィシャルストア」を中心しながら、当社が主催するイベント会場における販売等と多岐にわたっております。また、コンテンツの販売に加えて、2020年10月より、「にじさんじ」の公式ファンクラブである「にじさんじ FAN CLUB」の提供を開始しており、ファン同士やファンとVTuberとの間でのチャット機能等の有料サービスを提供しております。当社では、販売するコンテンツの企画立案、コンテンツデザイン、コンテンツ制作の発注等を行っており、コンテンツを継続的に提供できるよう努めております。コンテンツ収益には、コンテンツ販売による売上を計上しております。また、ライバーに対しては、各VTuberに直接的に紐づくコンテンツの収益のうち一部を支払います。

イベント開催

コンテンツ販売に加え、当社はVTuberの魅力をイベント会場で体感してもらうことを目的に、当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催しております。過去に実施したイベントとして、2019年10月に幕張メッセイベントホールにて開催した「にじさんじMusic Festival」、2019年12月に両国国技館で開催した「Virtual to LIVE in 両国国技館 2019」、2020年2月から4月にかけて全国5都市6公演にて開催された「にじさんじ JAPAN TOUR 2020 Shout in the Rainbow!」（うち、2020年3月5日に開催予定であった東京公演は新型コロナウイルス感染症の影響で中止、2020年4月5日に開催の追加難波公演は無観客開催）等を開催してきました。いずれのイベントも会場に集客して開催することに加えて、インターネットを通じた有料オンライン配信にも対応しており、会場に足を運ぶことができないファンの方々にも視聴いただくことが可能となっております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、2021年2月に開催した「にじさんじ Anniversary Festival 2021」では、完全オンラインでのイベント開催を実現しております。

また最近では、2021年7月31日、8月1日の2日間で「にじさんじAR Stage “LIGHT UP TONES”」を開催しました。このイベントではAR技術（注1）とVTuberの組み合わせによるイベント体験を提供しています。

当社では、イベントの企画立案及び外部のイベント制作企業と協業しながらイベントの制作等を行っており、VTuberファンの方々にさらにファンになっていただけるよう努めております。また、音楽レーベルとの関係を構築し、過去に複数の音楽レーベルから当社所属のVTuberが制作した楽曲の販売を行っております。

イベント収益には、イベント開催に伴うチケット収入等（共催の場合には、共催比率を乗じた金額）を計上しております。

(注) 1. A RとはAugmented Reality（拡張現実）の略称であり、現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術を指す言葉です。A R技術により、現実の風景の中にCGでつくられた3 D映像やキャラクターなどのデジタルコンテンツやデータを重ねて表示することで現実世界を拡張することができます。

③ プロモーション領域

プロモーション領域における収益は主にタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演（以下タイアップ広告、IPライセンス、メディア出演を総称して「企業案件」という。）の3つで構成されています。タイアップ広告とは、顧客企業の商品やサービスを動画等によりVTuberがプロモーションを行うもので、当社は顧客企業よりプロモーションの対価を受領します。IPライセンスとは、当社が保有する当社所属VTuberに関するIP（Intellectual Property：知的財産）を顧客企業の商品やサービスに使用許諾を行うというもので、当社は顧客企業よりIPの使用料を受領します。メディア出演とは、当社に所属するVTuberがテレビ、ラジオ、雑誌、インターネット配信その他の顧客企業のメディアに出演するもので、当社は所属VTuberの出演料を顧客企業より受領します。当社では、顧客企業に対してVTuberのIP利用を提案し、企業案件受注後は実施に向けて顧客企業とVTuberの間に入ってサポートを行っています。

VTuberの活動領域が拡がっていくことで、VTuberの認知度が高まり、IPとしての価値は次第に高まっていき、メディアでの活動の幅・出演機会は今後も増えていくものと考えています。

また、当社はステルスマーケティング（注1）を防止すること及び優良誤認を防止すること目的に提供表示に関するガイドラインを策定しており、顧客企業やファンからの信頼獲得に努めています。企業案件収益には、顧客企業から受領した報酬を売上高として計上しております。また、企業案件に従事したライバーに対して一定の報酬を支払います。

(注) 1. 何らかの宣伝・広報であることを消費者に隠して行う活動のこと。

海外VTuberビジネス

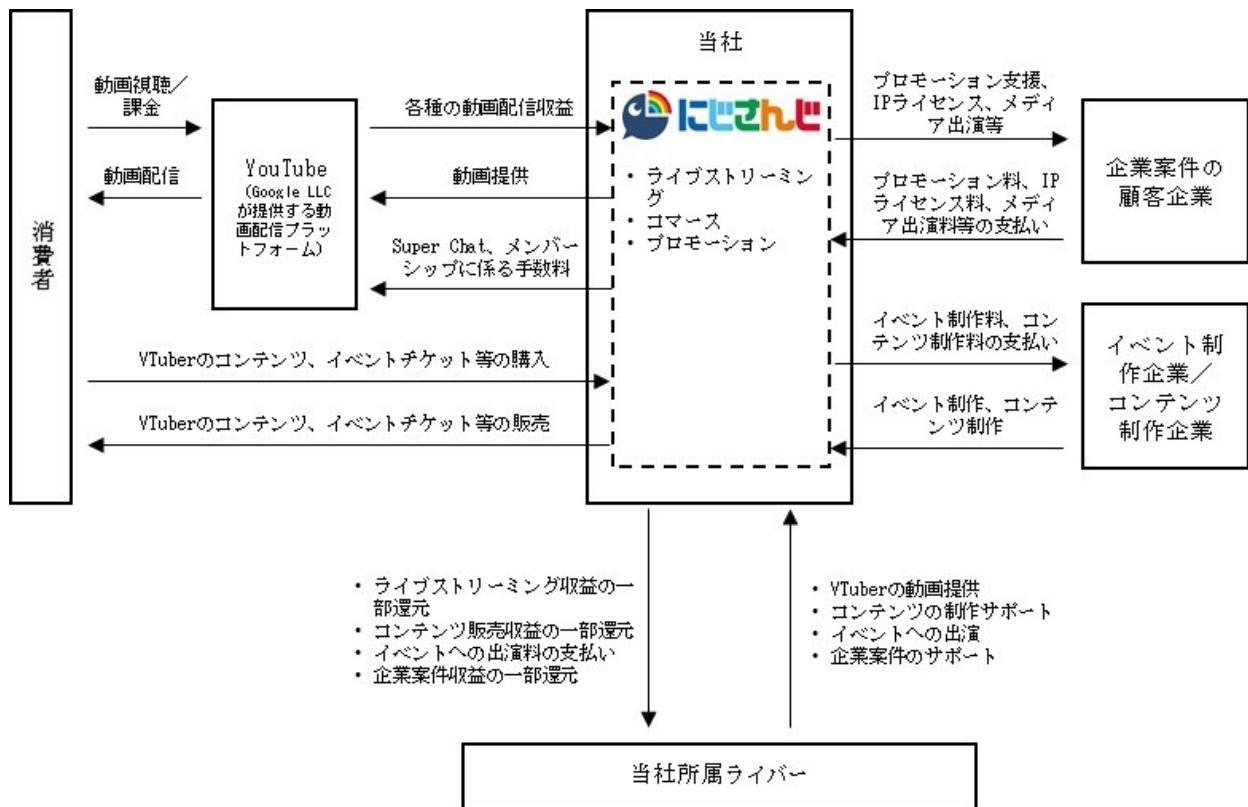
当社は英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しており、各地域に向けたライバーは国内VTuberビジネスと同様の要領でのオーディションにより選考を行っており、各地域の言語や文化に精通した候補者がオーディションに応募しております。また、ライバーと業務委託契約を締結し、VTuberとしてデビューして以降も、国内VTuberビジネスと同様に、YouTubeを中心とした動画配信、コンテンツ販売、イベント、企業案件といった展開を行っております。

北米を中心とする英語圏においては、2021年5月に「NIJISANJI EN」からVTuberユニット「Lazu Light」として3名のVTuberがデビューしており、本書提出日現在では20名のVTuberが英語圏で活動しています。

中国においては、VTuberグループ「にじさんじ」に所属するVTuberが、bilibili（Bilibili Inc.のグループである上海寛娛數碼科技有限公司と上海幻電信息科技有限公司が中国で運営する動画配信プラットフォーム）において配信活動を行っております。また、当社はBilibili Inc.のグループである上海ビリビリ科技有限公司との間で合弁会社を設立し、当該合弁会社を通じて中国におけるVTuberグループ「VirtuaReal Project」の運営に関与しております。また、中国においてもコマース領域、プロモーション領域でのビジネス展開を行っております。

[事業系統図]

以上に述べた当社の事業を、事業系統図によって示すと以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社1社及び持分法非適用関連会社を1社有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
216 (25)	30.2	1.6	4,575

- (注) 1. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員、契約社員のみで算定しております。
4. 当社は、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものになります。

(1) 経営方針

当社は、「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションを掲げており、今までにない新しいエンターテイメントの体験を世の中に提供することを目的に、VTuberグループ「にじさんじ」の運営等のサービス展開を行っております。

(2) 経営環境

① VTuberグループとしての特徴

当社の強みはVTuberによるライブ配信におけるVTuberとユーザーとの双方向のコミュニケーションを通じて培うVTuberとユーザーとのファンコミュニティであると考えています。当社のVTuberビジネスにはその特性上、以下に掲げる3つの強みがあると考えております。

1. 当社ではVTuberのイラスト、キャラクターを会社がデザイン・設定し、VTuberのIPを会社が保有しております。会社がIPを保有することで、IPを活用したコマース領域やプロモーション領域への展開のしやすさや、ライバーの高い活動継続率などといった安定的な事業体制につながっております。
2. バーチャル世界においては現実世界における知名度を活かすことができず、バーチャル世界における知名度が重要となると当社では考えております。有名キャラクターや芸能人が一時的にVTuberビジネスを開始することは予想されるものの、グループとして成功する上では、ライブストリーミングを通じて獲得したファンとライバーとの間の関係性は他社の参入障壁となると考えております。
3. VTuberはバーチャルキャラクターであるため、ライバーの現実世界における制約（性別、職業、国籍等）を受けることなく配信が可能です。また、定期的なコンプライアンス研修の実施や動画内容のパトロールを行うことでコンテンツの健全性を確保し、炎上の発生を抑えることに繋がると考えております。

このような事業上の特性を持つVTuberビジネスにおいて、当社は在籍VTuber数が本書提出日現在で約150名及びVTuberのYouTube動画の総再生回数5,907百万回となっております。（注1）。

（注）1. 株式会社ユーザーローカル「VTuberランキング」（2022年1月10日時点）

② 当社の業績について

当社は、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を起点として、ライブストリーミングで培ったファンコミュニティに、コマース領域（コンテンツ販売、イベント）やプロモーション領域を提供することで、VTuberをライブストリーミングにとどめることなく活動領域の拡大に取り組んで参りました。

当社の業績は、2020年4月期は売上高3,478,701千円、営業利益44,267千円（営業利益率1.3%）、にじさんじVTuber数99人、YouTube再生時間272百万時間でしたが、2021年4月期には売上高7,636,041千円、営業利益1,452,015千円（営業利益率19.0%）、にじさんじVTuber数103人、YouTube再生時間496百万時間と売上高とYouTube再生時間が大きく増加するとともに、営業利益率も大幅に改善しております。売上高増加の背景は、所属VTuber数の増加よりも、サポート体制の拡充を優先することにより、配信動画の質が向上し、YouTube再生時間の増加、「にじさんじ」のファン数増加により、ライブストリーミング収益が拡大されました。加えて、コマース領域、特にコンテンツ販売に注力したことからコンテンツ販売収益が大きく伸長し、VTuberの活動の幅の拡がりと共に認知度も高まることで、「にじさんじ」に企業案件を依頼いただける顧客企業が増加し、プロモーション領域も大きく伸長したことあります。

また、当社の営業利益率についても、2020年4月期から2021年4月期にかけて大幅に改善しておりますが、当社が計上している売上原価のうちには、デザイナー、エンジニア、映像制作等の原価的な性質を持つ人件費や外注費の一部や配信スタジオの賃料等といった、必ずしも売上高の成長に比例して増加するとは限らないコストも含まれております。また、販売費及び一般管理費に含まれるコストも、営業、事業開発、経営管理等の原価項目以外の人件費、地代家賃等をはじめとして売上高の成長に比例して増加するとは限らないものが大半となります。

③ 当社所属VTuberとファンコミュニティについて

約150名のVTuberで構成されるVTuberグループ「にじさんじ」では、各VTuberの動画配信を視聴したユーザーとの間で、他の「にじさんじ」所属VTuberの動画配信の視聴やコマース領域及びプロモーション領域を通じた接点を持つこと等により、当該ユーザーの「にじさんじ」のファンとしての定着を図っております。また、当社の新人VTuberは「にじさんじ」グループの一員としてデビューすることで、「にじさんじ」の既存ファン

コミュニティを活用して、ファンを獲得することが可能となっております。

Vtuber別収益の分散と収益基盤の安定性

VTuberはキャラクターとしての魅力に加えて、ライバーと配信を通じたコミュニケーションができるといった特性から、こうしたコミュニケーションを通じてファンとの関係性を深めていくことで各VTuberそれぞれがファンとの関係を築いていくという特徴があると考えております。また、当社は特定のVTuberへの依存が低いと認識しており、幅広いVTuberの活動に支えられて運営を行っております。それは収益分散状況に表れていると考えており、2021年4月期売上高のうち、約30%はTOP10のVTuberにより獲得された収益であり、約50%はTOP25のVTuberにより獲得された収益となっております。こうした収益の分散状況から、当社は、仮に特定のVTuberが引退することになったとしても収益基盤への影響が限定的であり、当社事業の継続性・安定性は高いと考えております。また、VTuberあたりの月間売上高（注1）は2020年4月期2,928千円、2021年4月期6,178千円、2022年4月期第3四半期10,550千円となっております。

当社所属VTuber志望者数や継続率から見た安定性

当社では所属VTuberの活躍を通じて「にじさんじ」のファンコミュニティが拡大することで、「にじさんじ」というプラットフォームで活動を希望するライバー候補者の人数が増加し、それがより魅力的な才能に出会える可能性の最大化に繋がると考えております。こうした新たな才能との出会いを通じて、「にじさんじ」により多くのファンを呼び込み、「にじさんじ」をVTuber業界でのブランドとして更に大きく成長させていくことができると言えています。実際に、「にじさんじ」でライバーとして活動を希望するオーディション応募者の数も増加傾向にあり、本書提出日現在までの累計で過去45,000人以上の応募があり、平均合格率は1%を切る水準となっております。

「にじさんじ」に所属するライバーにVTuber活動を安定的に継続していただくことが、事業の継続性という観点からは肝要だと考えており、2021年4月期のリテンション率は97%（注2）となっております。前記「第1　企業の概況　3　事業の内容　(3) 当社の事業分野別の内容」にて記載のとおり、当社はVTuberの活動を幅広くサポートしており、ライバーの方々に安心して活動していただける体制の構築に努めております。

- (注) 1. 各事業年度の月間平均売上高を各事業年度末時点でのVTuber数で割って算出したVTuberあたり売上高
2. 2020年4月末時点の「にじさんじ」所属VTuber数から2021年4月期期間中に卒業した「にじさんじ」所属VTuberを控除したものを、2020年4月時点での数で割って算出

④ VTuber市場の更なる成長可能性

VTuber市場は、誕生から間もない市場であり、VTuberの活動の幅の拡大に合わせて、アクセス可能な市場規模は今後も拡大していくと当社は考えております。VTuberは、2016年12月頃より、バーチャルな存在として活動するYouTuberを呼称する用語として用いられるようになった言葉であり、2017年には主に個人で活動するVTuberが多く生まれました。当社がVTuberグループ「にじさんじ」の活動を開始したのは2018年2月で、2018年以降は当社のように個人ではなくグループとして活動するVTuberが増加した時期であり、また、既存キャラクターのVTuber化や企業の広報宣伝を目的としたVTuberが誕生する等、VTuberはその活動を多様化してきました。こうした発展を背景に、VTuberとして活動する人数は、株式会社ユーザーローカルによると16,000名を超えるとのことであり、現在まで増加傾向が続いている（注1）。また、VTuber市場への関心の高まりを示す一例として、「VTuber」という言葉がインターネットで検索される頻度は2017年以降、現在に至るまで継続的に上昇しており（注2）、その注目の高さを裏付けているものと考えております。

ライブストリーミング領域においては、既存のYouTube配信やアニメの配信市場（930億円（注3））が類似した市場であると考えており、その一部を置き換えると考えております。同様に、コンテンツ販売においては国内アニメ市場のグッズ販売市場（5,819億円（注3））を、イベントは国内アニメ市場のライブ市場（290億円（注3））の一部を置き換えると考えております。また、プロモーション領域においては、日本の動画広告市場（4,205億円（注4））の一部を置き換えると考えております。加えて、今後VTuberが活動領域を拡げることで、更にアクセス可能な市場は拡がっていくと考えております。例えば足元ではVTuberが歌手デビューを通じて、国内の音楽市場にアクセス可能となっているほか、VTuberがTVに出演する機会も増えていることから、今後リアルとバーチャルにおける芸能人／タレントの垣根がなくなっていくことで、VTuber市場が更に拡大する可能性があるものと考えております。

- (注) 1. 株式会社ユーザーローカル「バーチャルYouTuber、本日1万6千人を突破（ユーザーローカル調べ、2021年10月19日時点）」

2. Googleトレンド人気動向における「VTuber」Google検索インタレスト推移
3. 一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2021」
4. 株式会社サイバーエージェント「サイバーエージェント、2021年国内動画広告の市場調査を発表」

(3) 中長期的な経営戦略等

① 日本における「にじさんじ」を起点とするファンコミュニティの更なる拡大

VTuberグループ「にじさんじ」は、VTuber市場の発展とともに、日本において成長をしていると考えております。ライブストリーミング領域においては、VTuber数の増加により配信時間が伸び、「にじさんじ」に興味を持っていただいた視聴者の方々が、その視聴を通じてVTuberと共に感、愛着、信頼といった想いを持つ中で、YouTubeのチャット機能での双方向のコミュニケーションを通じてファンとなっていくと考えております。また、ライブストリーミング領域に加えて、コマース領域やプロモーション領域での接点を通じて、当社のサービスに熱狂、応援、無二といった想いからサービスに金銭をお支払いいただけるファンが生まれてくるという流れで、これらの事業は成長していると考えております。

そのうえで、当社のプラットフォームが今後も安定的に成長を継続させるためには、所属VTuberの安定的な増加、ファンの獲得に向けたVTuberクオリティの向上、視聴者の流入を増加させるためのVTuberとの接触回数の向上、視聴者が興味を抱くようなイメージプランディングが、重要であると考えております。今後も新たな「にじさんじ」のファンを獲得していくことを目指して、当社では以下の施策を検討しております。

(a) 所属VTuberの安定的な増加及び育成の強化

当社ではこれまで、「にじさんじ」のファン拡大を背景として、多くのライバー希望者を獲得しており、その希望者の中から魅力ある配信者を選考することで、人気VTuberを生み出すことに注力してまいりました。魅力あるライバーの獲得は、当社のサービス拡大の根幹を成すものであり、ライバーの育成に注力してまいります。

当社は、2021年6月にバーチャル・タレント・アカデミーと呼ばれるVTuberの養成所を開校しております。ライバー候補の方々をVTuberとしてデビューさせる前段階において、配信トレーニング、ボイス・歌唱トレーニング、ダンス・モーショントレーニング、ファンとの向き合い方、動画編集・スタジオ活用能力の強化等、個々人が希望する活動の方向性等を加味しながら、育成機能を強化していくことを考えております。そのうえで、そうしたプロセスを経て魅力あるVTuberとしての成長を遂げた方々に優先的にデビューしていただくための体制整備を目指してまいります。また、このような育成プログラムは既存のライバーにも活用可能ということで、既存VTuberの魅力の底上げにも寄与していくことを考えております。

(b) 当社所属VTuberの構成

当社では本書提出日現在、約150名のVTuberをマネジメントしており、各VTuberは「にじさんじ」というグループに所属しておりますが、個々のVTuberは基本的に独自の活動をそれぞれが行っている状況です。また個々のVTuberが持つキャラクター設定等の世界観やキャラクターデザインも共通したものとなっているわけではなく、多種多様な形をとっております。そうした多種多様なVTuberが所属していることは「にじさんじ」が持つ魅力の一つだと考えている一方で、「にじさんじ」というグループに対して更に幅広い層のファンからの興味・関心を持ってもらうためのプランディング施策として、より統一された形でのプロデュースを行うことを考えております。

具体的には、新たにデビューさせるVTuberについて、これまで以上にバランスを意識しています。従来は配信に強みを持つタイプのVTuberでかつ女性キャラクターが中心であったものを、今後は男性キャラクターを増加させることに加えて、VTuberの特性としてアーティスト的な特性やアイドル的な特性、その他新しいコメディスタイルといった特性別のバランスをとっていくことを考えております。

(c) プロモーションへの注力

「にじさんじ」ではこれまでファン拡大のために大規模なプロモーションは行っておらず、ファンからの口コミやSNS等での話題を基礎としてファン層を拡大してきております。一方で、今後より広いファン層を獲得するためには、大規模なプロモーションで認知度のみを追いかけるのではなく、話題性を重視したSNSマーケティング等の手法を積極的に取り入れていくことを考えております。

具体的には、新規VTuberのデビューをSNSプロモーションといった形で後押しすることや、既存VTuberのイベント開催や楽曲リリース等に合わせて、適切な広告等と組み合わせてプロモーションしていくことを考えております。

(d) ライバーのコンテンツ配信サポート及び企画

ライブ配信の内容に関しては、コンテンツの多様性を担保する観点からライバーに一任している一方で、継続的にコンテンツを生み出さなくてはいけないライバーの負担を軽減し、かつファンに継続的に興味・関心をもってもらう観点から、会社が練りこんだコンテンツを提供することも有効と考えております。

またライバーのライブ配信をサポートする観点から音楽レーベルとのタイアップやゲーム会社の利用許諾を取得しております。

② VTuberビジネスにおける海外展開の更なる成長

VTuberの世界での認知度はまだ発展途上段階だと考えております。しかしながら、VTuber市場に類似していると当社が考えるアニメ市場は世界でも大きな市場となっており、一般社団法人日本動画協会によると、2020年の日本アニメの海外市場規模は約1.2兆円と推計されており（注1）、国内市場と同程度の市場が存在するとされております。こうした点に鑑みても、VTuber市場の海外での市場規模は潜在的に大きいと当社は考えております。

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しております。北米を中心とする英語圏においてはYouTubeの認知度やアニメ人気等も背景に、2021年5月にVTuberユニット「Lazu Light」として3名のVTuberがデビューしており、本書提出日現在では20名のVTuberが英語圏で活動しています。海外における施策の基本的な考え方は国内VTuberビジネスにおける戦略と概ね同様のアプローチとなります。広告やSNSマーケティング等を活用した認知度の拡大、VTuberの世界観設計、オリジナル楽曲制作、簡易アニメ制作を通じたVTuberブランディングによる興味・関心の誘引、手軽に楽しめるために、ユーザーの視聴時間が短くなるような短尺の動画制作等を実施することにより、ユーザーの視聴ハードルの引下げ等を推進してまいります。また、日本同様にライバーの確保が事業拡大の根幹となると考え、海外において配信活動を行う方々にアプローチしながら、将来のライバー確保に注力してまいります。

（注）1. 一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2021」

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社のコーポレート・ミッションの実現及び持続的な成長と企業価値向上を表す指標として、売上高、各領域別売上高、営業利益、営業利益率を経営上重要な指標として位置付けております。また、売上高の拡大には、にじさんじVTuber数、YouTube再生時間、ANYCOLOR ID数の拡大が必要であると考えております。以下では、当社のサービス別の売上高推移と営業利益を掲載しており、これらは多様な収益基盤を軸とした成長性と収益性の拡大を示していると当社では考えております。

領域別業績と営業利益の推移

(単位：千円)

	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期 第3四半期
売上高	3,478,701	7,636,041	10,159,499
ライブストリーミング領域	1,238,714	2,399,146	2,226,606
コマース（コンテンツ）領域	1,519,334	3,355,358	4,789,737
コマース（イベント）領域	410,433	602,302	733,221
プロモーション領域	262,994	1,037,759	1,835,476
その他領域（注1）	47,225	241,472	574,458
営業利益 (営業利益率)	44,267 (1.3%)	1,452,015 (19.0%)	3,135,946 (30.9%)

（注）1. その他領域には、海外VTuberビジネス等を含んでおります。

KPIの推移

	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期 第3四半期
にじさんじVTuber数	99	103	107
YouTube再生時間（百万時間）	272	496	429
ANYCOLOR ID数（万アカウント）	—	22	43

(5) 優先的に対処すべき事業上の課題

当社の優先的に対処すべき主な課題は以下のとおりであります。なお、優先的に対処すべき財務上の課題はございません。

① サービスの健全性の確保

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。また、SNS等の普及により、インターネット上でクリエイターに対する誹謗中傷等が社会的に問題となっております。当社では、所属するライバー等をそうした脅威から保護するための体制の強化を進めてまいります。

② サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、VTuber及び「にじさんじ」の認知度を向上させ、継続的に新規ファンを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。これまでの活動を通じて、10代後半から20代前半の方々を中心に主には若年層の方々の間で一定の認知が広がってきてているものの、更に幅広い層のファンを獲得するために、SNSを中心としたマーケティングや広報活動の拡充を推進してまいります。

③ ライバーの発掘と育成

当社にとって、所属するライバーの育成と、新規でのライバーの発掘は事業上の根幹をなすものとなっております。当社は現在所属しているライバーに向けて、動画やコンテンツの制作に係る支援や企業案件の獲得、視聴者やファンの増加のための各種サポートを引き続き一層強化するとともに、VTuberの世界観やキャラクターデザインの改善等、様々な取り組みを継続してまいります。また、未来のライバーの発掘や育成の

ために、これまでに実施しているオーディションの形に捉われず、様々な可能性を追求してまいります。

④ 新技術への対応

当社は、技術の発達によりエンターテイメントにおける新たな方法による表現が可能になり、ファンの方々に提供できる体験を進化させることができると認識のもと、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。

⑤ 優秀な人材の採用と育成

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行ってまいります。また、採用後も、当社で存分に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングの他、研修制度等の充実にも努めてまいります。

⑥ 海外市場の開拓

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めてまいります。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討してまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社では、所属ライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

⑧ 内部管理体制の更なる強化

当社のさらなる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

当社では、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(特に重要なリスク)

① 他社が運営している動画配信プラットフォームへの依存について

当社のライブストリーミング領域はYouTube等の他社が運営する動画配信プラットフォーム上において、サービスを提供しております。しかしながら、当社が動画配信プラットフォームの運営会社の利用規約等に違反すること等に起因して先方との契約関係が終了し、当社のサービスが当該動画配信プラットフォーム上で展開できなくなった場合、または当該動画配信プラットフォームが利用者の減少により、動画配信媒体としての価値が低下した場合には、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社では、動画配信ビジネス以外にも、コンテンツ販売やイベント等を通じて、動画配信プラットフォームのみに依存することなく、ファンの蓄積や収益の確保に努めており、当社の収益全体に占める動画配信ビジネスの比率は過度に高い状況にはないと認識しております。また、単一のプラットフォームのみに依存することなく、ファンをSNS等の様々な箇所に蓄積しており、動画配信プラットフォームを移行する等の対応も可能な体制となっております。

② 人気VTuberへの依存について

当社が運営するVTuberグループ「にじさんじ」はグループとしてのデビューに加え、ライブ配信においてVTuberとのコミュニケーションを通じたユーザーとの絆を深めることで、特定のVTuberへの依存が低いと認識しており、幅広いVTuberが多くのファンによって支えられています。一方でコンテンツ・IPサービスを展開しているうえで、人気VTuberへの依存、新規人気VTuberを生み出せないリスク等は常にリスクとして認識しており、当社の強みを生かして安定的にVTuberを増加させるとともに、ファンコミュニティの熱量を維持しつつ拡大していくことを目指します。

人気VTuberのライバーが活動を休止・停止した場合や、スキャンダルや炎上によりVTuber活動に影響が生じた場合、当社がマネジメント戦略上の理由でVTuber活動を抑制した場合、ライバーとの間での業務委託契約はその期間が限定されており、毎回更新できる保証はなく、上記のような人気ライバーとの業務委託契約が更新に至らなかった場合、新規の人気VTuberを生み出すことができなかつた場合等には、当社又は「にじさんじ」のレビューションや、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社では、前記「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 当社の事業分野別の内容」にて記載のとおり、VTuberの活動を幅広くサポートしており、ライバーの方々に安心して活動していただける体制の構築に努めております。また、ライバーは「にじさんじ」所属VTuberとしての活動を当社から独立して行うということは困難であり、2021年4月期の「にじさんじ」VTuberの引退はごく少数となっております。

③ 動画内容に不適切な内容が入ることによるレビューションリスク

当社では所属するライバーに対して公序良俗の違反や知的財産権の侵害につながるような動画配信や活動をしないよう指導に努めております。また、第三者からの指摘等により所属ライバーが不適切な活動を行っていることを認識した場合はすみやかに対処するように努めております。しかしながら、当社の対応が不十分だった場合には、当社や所属ライバーのレビューション低下や訴訟、訴訟に至らないまでも紛争につながることで、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。当社では引き続き、当社や所属するライバーを不適切な内容の動画を配信することによるレビューション低下から保護するための体制の強化を進めてまいります。

(重要なリスク)

(1) 事業環境に関するリスク

① インターネット環境等について

当社事業は、主としてインターネットを通じてサービスを提供しております。近年におけるスマートフォンやタブレット型端末機器の普及等を背景として、一般ユーザーのインターネット利用環境は継続的に整備が図られ、インターネット上で提供されるサービス及びその利用は拡大傾向にあります。

しかしながら、将来において、インターネット利用にかかる規制強化、利用料改定等を含む通信事業者の動向の変化、急速な技術革新が生じた場合、一般ユーザーのインターネット利用動向やその在り方に重大な変化が生じた場合、また当社においてこれらの外部環境変化への対応に支障が生じた場合は、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② VTuber業界の成長性について

当社の主軸であるVTuberビジネスは、コンテンツ市場の一端を成すものであり、特に事業の特性やファン層の類似性等の観点から、アニメ市場と密接に関連する市場であると考えており、これら市場の動向に影響を受ける可能性があると認識しております。

当社では、インターネットの普及を通じて、コンテンツを制作するクリエイターと、それを体験するユーザーの垣根がなくなってきていること、SNS等を通じてクリエイターとユーザーとの間やユーザー相互のコミュニケーションの文化が醸成されてきていること等といった背景から、VTuber市場に潜在的に大きな成長可能性があると考えております。

一方で、当社の事業領域については、比較的新しい市場であることや市場自体が成長途上にあると考えられること等から、現時点においては当該市場の定義が確立されたものにまで至っておらず、今後も定義や形を変えながら進化していくものと考えております。昨今では、未成年者による高額課金が問題となっておりますが、当社は配信動画概要欄・弊社ホームページにおいて未成年者に向けて注意喚起文を掲載し、国民生活センターとも連携しながら当該問題へ対応しております。

当社は、市場の変化に応じた事業展開を推進していく方針ではありますが、今後において規制導入やその強化、業界におけるトラブル等による信頼性の毀損、その他の要因により当該市場の成長に支障が生じた場合、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、製品・サービス分野における消費動向は、経済環境や社会情勢等に強く影響を受ける可能性があり、景気動向や雇用情勢、税制、災害その他により個人消費や企業の広告出稿等に著しい影響を及ぼす事象が生じた場合、当社事業にも影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合他社の動向について

当社が事業展開するVTuber市場においては、現在までにVTuber専業企業に加えて、ゲーム会社等のエンターテイメント企業、動画配信プラットフォーム企業、タレントマネジメント企業等の多くの企業が事業を開催しており、市場の競争環境は厳しさを増しております。

当社はこれまでに培ってきたライバーへの各種活動のサポートやVTuber市場における「にじさんじ」ブランドの継続的な拡大を行ってきております。また、既存キャラクターやタレントの活用ではなく、ライバーをプロデュースすることにより、事業を拡大してきており、動画配信に限らずコンテンツ販売やイベント開催、企業案件の獲得等、多岐に渡るサービスを展開している点は当社の強みであり、ゲーム会社等のエンターテイメント企業、動画配信プラットフォーム企業、タレントマネジメント企業等の潜在的な競合企業やアニメ等の他の動画コンテンツとの差別化に繋がると考えております。

しかしながら、当社のこうした取り組みが予想通りの成果をあげられない場合や、より魅力的・画期的な特徴を持つサービスを展開する競合他社の出現により、当社が展開するサービスからのファンの離反等が生じる場合には、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、およそ事業活動を行うすべての企業に影響が生じております。当社に関しても例外ではありません。当社事業への影響としては、オフラインでのイベント開催の中止やそれに伴うグッズの販売中止、一部の企業案件の商談期間の長期化等がありました。イベント開催についてオンライン化を積極的に進めた等の対応により、現時点においてはその影響は限定的となっております。また、社会的な在宅勤務等の増加により、当社事業の動画視聴時間が増加する等のプラスの影響も生じていると考えております。

しかしながら、現在においても新型コロナウイルス感染症の感染収束時期については明確な見通しは立ておらず、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況やその他の状況の変化により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① Google LLCとの契約について

当社はGoogle LLCとの契約に基づき、当社が同社に対し、当社が管理する動画コンテンツの利用許諾を行う一方で、当社は、同社から提供されるツールを使用して、YouTube上において当該コンテンツを管理し、当該コンテンツから生じる収益の一定料率分を受領しております。

当該契約は1年間の契約期間で、30日前の終了通知がない限り、さらに1年間自動更新されることになっております。現時点で当該契約が解除になる事由は発生しておりませんが、当該契約が終了する契機は、当社の破産等の債務超過、事業の譲渡等による事由、当該契約条項で秘密保持や保証違反等の重要な条項違反があり、また、両当事者ともに30日前に通知することで中途解約することができるとされております。

当該契約が解除された場合には、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 海外展開について

当社では現在、英語圏及び中国を中心とした海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めています。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討しております。

しかしながら、こうした国及び地域におけるVTuberの普及は不確実性を伴うものであり、また言語、地理的要因、法制度・税制度を含む各種規制、経済的及び政治的不安、文化・ユーザーの嗜好や商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材及びライバーの確保の困難性、及びそれぞれの国・地域において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在します。当社がこのようなリスクに対処できない場合、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規ビジネス開発について

当社ではVTuberビジネスに次ぐエンターテイメントビジネスとしてVTuberに限らず、「魔法のような、新体験を。」顧客に提供すべく、事業活動を行っております。今後もエンターテイメントの新たな可能性を信じて、積極的にまだ世の中にはないようなエンターテイメントを創造し、そうしたサービスを事業上の軸となるよう、成長させていくことを努めています。

しかしながら、新規ビジネスの立ち上げと拡大については、既存ビジネスよりもリスクが高いことを認識しております。入念な市場分析や事業計画構築にも関わらず、予測とは異なる状況が発生し、計画通りに進捗しない場合には、投資資金を回収できず、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社は、技術の発達によりエンターテイメントの新たな表現が可能になり、ファンの方々に提供できる体験を進化させることができるという認識のもと、新技術への対応を適時に行なうことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。しかしながら、当社が展開する事業領域の技術が革新的に変化し、当社がその潮流についていくことができなかった場合や対応に想定以上のコストを要するような場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムトラブルについて

当社の事業は主としてインターネットを介して提供されており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。当社では、安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っております。しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルスや外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な要因によってシステムがダウンした場合や、当社のシステム外でユーザーのアクセス環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等に関するリスク

① 個人情報管理について

当社では、所属するライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。しかしながら、万が一に情報が漏洩した場合には、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権の侵害・公序良俗違反について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権の取得に努め、当社が保有する商標、コンテンツ等についての保護を図るとともに、所属するライバーに対して公序良俗の違反や知的財産権の侵害につながるような動画配信や活動をしないように所属VTuberへのコンプライアンス研修の実施、配信動画のモニタリングを行っております。しかしながら、当社の知的財産権が第三者から保護されない場合や、第三者から知的財産権の侵害を主張される場合において、当社主張に対する防衛または紛争の解決のために費用や損失が発生し、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ インターネット、アプリ等についての法令の解釈適用に関するリスク

当社の主な事業領域であるインターネット上の動画配信やライバーを活用した各種の事業は、新しい業態の事業であるため、当社の事業遂行に関連して、著作権法のほか、肖像権・プライバシー権、特定商取引法に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、動画配信にかかる租税法等に関して、現行の法令及び権利内容の解釈適用上で論点が生じる可能性があり、その結果として当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 会社組織に関するリスク

① 代表取締役CEO 田角陸への依存について

代表取締役CEOである田角陸は、当社の創業者であり、創業以来代表を務めております。同氏は、VTuber事業の展開に関する豊富な経験と知識を有しております、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会等における役員及び幹部社員への情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を行っておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材に関するリスク

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行っております。また、採用後も、当社で存分に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングのほか、研修制度等の充実にも努めております。

しかしながら、人材獲得競争の激化や市場のニーズの変化等により、想定通りの採用が進まない等といった優秀な人材の獲得が困難となる場合や、現在在職する人材の社外への流出が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 事業体制及び内部管理体制の強化について

当社のさらなる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、社内規程や

各種マニュアルの整備、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。また、当社は法令に基づき財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し、運用しております。

しかしながら、今後の急速な事業規模の拡大等により、十分な内部管理体制の構築に支障が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の財務報告にかかる内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社の財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 経営成績及び財政状態等について

① 社歴が浅いことについて

当社は2017年5月に設立された社歴の浅い会社であり、また当社は急速な成長過程にあることから、期間業績比較を行うための十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。また海外VTuberビジネスについては未だ投資段階であることから、特にこれらの領域においては数値自体が限定的なものとなっております。

② 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えております、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

(6) その他

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役や従業員をはじめとした会社の成長に貢献する方々に対して、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しているほか、今後も優秀な人材確保やその維持のために新株予約権その他のエクイティ・インセンティブプランを発行する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合等には、当社株式が新たに発行または交付されることにより、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があるとともに、かかる株式が一度に市場へ流入することとなった場合には、適切な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

本書提出日現在でこれらの新株予約権の目的である潜在株式数は2,605,500株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計32,548,935株の8.00%に相当します。

② 資金使途について

株式上場時における公募増資による調達資金の使途については、当社事業のさらなる拡大のため、事業成長のための採用費用及び人員増による人件費に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する市場は急速に事業環境が変化することも考えられるため、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定通りの投資効果を得られない可能性があります。また、市場環境の変化により、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合には速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第4期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(資産)

当事業年度末における流動資産は5,220,816千円となり、前事業年度末に比べ1,886,942千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,136,628千円、売掛金が690,141千円増加したことによるものであります。固定資産は1,008,944千円となり、前事業年度末に比べ752,136千円増加いたしました。これは主に、敷金が469,253千円、有形固定資産が114,925千円、繰延税金資産が102,189千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、6,229,760千円となり、前事業年度末に比べ2,639,078千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は2,133,980千円となり、前事業年度末に比べ1,464,021千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が459,918千円、未払費用が257,255千円、買掛金が221,277千円、未払金が184,425千円、短期借入金が166,668千円、1年内返済予定の長期借入金が123,710千円増加したことによるものであります。固定負債は570,101千円となり、前事業年度末に比べ353,180千円増加いたしました。これは長期借入金が353,180千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、2,704,081千円となり、前事業年度末に比べ1,817,201千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は3,525,678千円となり、前事業年度末に比べ821,877千円増加いたしました。これは主に当期純利益937,297千円の計上により利益剰余金が増加したこと、自己株式が125,640千円増加したことによるものであります。

第5期第3四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2022年1月31日）

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は7,543,322千円となり、前事業年度末に比べ2,322,506千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,844,274千円、商品が294,808千円及び売掛金が161,821千円増加したことによるものであります。固定資産は808,286千円となり、前事業年度末に比べ200,657千円減少いたしました。これは主に、投資その他の資産の敷金が94,391千円及びその他が63,344千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、8,351,608千円となり、前事業年度末に比べ2,121,848千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は2,405,041千円となり、前事業年度末に比べ271,060千円増加いたしました。これは主に買掛金が379,279千円及び未払法人税等が212,944千円増加した一方で、短期借入金が200,000千円減少したことによるものであります。固定負債は361,128千円となり、前事業年度末に比べ208,973千円減少いたしました。これは長期借入金が減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、2,766,169千円となり、前事業年度末に比べ62,087千円増加いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は5,585,439千円となり、前事業年度末に比べ2,059,760千円増加いたしました。これは四半期純利益2,059,760千円によるものであります。なお、自己株式の消却により、資本剰余金が70,000千円、利益剰余金が55,640千円及び自己株式が125,640千円減少しております。

② 経営成績の状況

第4期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテイメントを提供する会社として、VTuberグループである「にじさんじ」の運営を主軸とした事業展開を行っております。

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行が続く中、国内外で社会・経済活動に対する一定の制限が継続しており、今後の先行きも不透明な状況となっておりますが、当事業年度中には感染症対策と両立するかたちでのイベント開催を実施するなど、現在の経済環境に適応した事業運営を着実に進めております。

このような事業環境のもと、国内VTuberビジネスでは、所属VTuber数の増加よりも、VTuberサポート体制の拡充を優先することにより、VTuberグループ「にじさんじ」の所属VTuber数は103人（前年同期比4.04%増）YouTube再生時間は4億9,595万時間（前年同期比82.4%増加）となりました。加えて、リアルグッズ、デジタルグッズ等のコンテンツ領域への注力、VTuberを活用したプロモーション領域の拡大など、事業基盤の強化に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響から、VTuberによるオンラインイベントの開催には一定の制限を受けておりますが、当事業年度中には、オンラインを中心として「にじさんじ Anniversary Festival 2021」をはじめとした各種のイベントを開催しております。また、海外VTuberビジネスといったエンターテイメント領域における新規ビジネスの拡大にも注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高7,636,041千円（前年同期比119.5%増）、営業利益1,452,015千円（前年同期は44,267千円）、経常利益1,451,104千円（前年同期は42,008千円）、当期純利益937,297千円（前年同期は32,435千円）となりました。

なお、当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第5期第3四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2022年1月31日）

当社は「魔法のような、新体験を」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテイメントを提供する会社として、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を主軸としたエンターテイメント領域での事業展開を行っております。

当事業年度累計期間における我が国経済は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行が続く中、国内外で社会・経済活動に対する一定の制限が継続しており、今後の先行きも不透明な状況となっておりますが、当社では現在の経済環境に適応した事業運営を着実に進めております。

国内VTuberビジネスでは、ライブストリーミング領域において、前期に引き続き所属VTuber数の増加よりも、VTuberサポート体制の拡充を優先し、2021年8月に「にじさんじ甲子園」を、年末年始に「NIJU歌謡祭」を開催しており、視聴者の皆様からはご好評をいただいており、VTuberグループ「にじさんじ」の所属VTuber数は107人（前年同期比2.88%増）、YouTube再生時間は4億2,939万時間（前年同期比17.8%増加）となりました。加えて、コンテンツ販売の領域においては、2021年2月27日から28日にかけて開催しました「にじさんじ Anniversary Festival 2021」のライブBlu-rayを10月に、またライバーの衣装・装飾品の一部をそのままのデザインでグッズ化することをコンセプトとした「そのまんまグッズ」を順次発売しており、これらの販売が好調となっております。イベントについても、7月31日から8月1日にかけて完全オンライン開催となる「にじさんじ AR STAGE “LIGHT UP TONES”」、10月30日及び31日には横浜びあアリーナにおいて「NIJIROCK NEXT BEAT」及び「initial step in NIJISANJI」、加えて11月20日にはZepp Hanedaにて「Kuzuha Birthday Event 『Scarlet Invitation』」を開催しております。また、海外VTuberビジネスに関しても、英語圏におけるVTuberビジネスの拡大をはじめとして注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度累計期間の業績は、売上高10,159,499千円、営業利益3,135,946千円、経常利益3,131,750千円、四半期純利益2,059,760千円となりました。

なお、当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,136,628千円増加し、3,628,274千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により得られた資金は1,350,439千円（前年同期は205,179千円の支出）となりました。これは主に、事業拡大による税引前当期純利益1,261,264千円の計上、仕入債務の増加額221,277千円があった一方で、売上債権の増加額690,141千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により支出した資金は757,890千円（前年同期比191.0%増）となりまし

た。これは主に、オフィス移転に伴う敷金の差入による支出521,347千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により得られた資金は544,138千円（前年同期比81.2%減）となりました。これは主に、短期借入れによる収入200,000千円及び長期借入れによる収入700,000千円等があった一方で、長期借入金の返済による支出223,110千円、自己株式の取得による支出109,640千円等があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 商品仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

事業領域の名称	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	前年同期比 (%)
コマース（コンテンツ）領域（千円）	789,980	173.6
合計（千円）	789,980	173.6

（注） 1. 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、事業領域別の仕入実績を記載しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社は概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

d. 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

事業領域の名称	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	前年同期比 (%)
ライブストリーミング領域（千円）	2,399,146	193.7
コマース（コンテンツ）領域（千円）	3,355,358	220.8
コマース（イベント）領域（千円）	602,302	146.7
プロモーション領域（千円）	1,037,759	394.6
その他領域（千円）	241,472	511.3
合計（千円）	7,636,041	219.5

- (注) 1. 当社は動画コンテンツ関連事業の单一セグメントであるため、事業領域別の販売実績を記載しております。
 2. 最近2事業年度及び第5期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)		第5期第3四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
Google LLC	1,217,584	35.0	2,413,440	31.6	2,470,661	23.1
ピクシブ株式会社	1,067,463	30.7	1,214,222	15.9	847,433	7.9
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	418,909	12.0	1,594,820	20.9	3,276,708	30.6

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 貢務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 貢務諸表等 (1) 貢務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しておりますが、重要なものは以下のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容等

第4期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、7,636,041千円（前年同期比119.5%増）となりました。

売上高の分析・検討内容につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 (2) 経営成績の状況」に記載のとお

りであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、4,699,904千円（前年同期比86.1%増）となりました。

主な要因は、所属VTuberへのサポート体制の拡充、リアルグッズ、デジタルグッズ等のコンテンツ領域への注力、VTuberを活用したプロモーション領域の拡大による制作原価、支払報酬等の増加によります。この結果、売上総利益は2,936,137千円（前年同期は953,232千円）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,484,121千円（前年同期比63.3%増）となりました。

主な要因は、オフィス移転に伴う地代家賃、人件費、支払報酬等の増加によります。この結果、営業利益は、1,452,015千円（前年同期は44,267千円）となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当事業年度において、営業外収益は6,456千円、営業外費用は7,366千円発生しました。

主な要因は、補助金収入5,130千円、支払利息6,749千円が発生したことによるものです。この結果、経常利益は、1,451,104千円（前年同期は42,008千円）となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度において、事業譲渡益による特別利益が10,981千円、事務所移転損失等による特別損失が200,821千円発生しました。税金費用（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）を323,967千円計上した結果、当期純利益は937,297千円（前年同期は32,435千円）となりました。

なお、財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に、キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

③ 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、ライバーへの報酬やコンテンツ制作原価等の売上原価や、人件費や地代家賃等の販売費及び一般管理費といった営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、配信スタジオへの設備導入や新規サービスの開発費等であります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としておりますが、エクイティファイナンスによる外部からの資金調達についても資金需要の額や用途、当該タイミングにおける金利及び資本コストを比較した上で優先順位を検討して実施することを基本としております。

なお、第4期事業年度末（2021年4月30日）における借入金の残高は1,012,611千円となっており、現金及び現金同等物の残高は3,628,274千円となっております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与えるおそれがあることを認識しております。

これらリスク要因の発生を回避するためにも、運営する事業の強化、人員増強、財務基盤の安定化等、継続的な経営基盤の強化が必要であるものと認識し、実行に努めております。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑥ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観

的な経営指標等)」に記載のとおり、主な経営指標として売上高、各領域別売上高、営業利益、営業利益率を経営上重要な指標として位置付けております。また、売上高の拡大には、にじさんじVTuber数、YouTube再生時間、ANYCOLOR ID数の拡大が必要であると考えております。2022年4月期第3四半期において、当社国内 VTuberビジネスでは、ライブストリーミング領域において、前期に引き続き所属VTuber数の増加よりも、 VTuberサポート体制の拡充を優先し、2021年8月に「にじさんじ甲子園」を、年末年始に「NJU歌謡祭」を開催しており、視聴者の皆様からはご好評をいただいており、VTuberグループ「にじさんじ」の所属VTuber数は107人（前年同期比2.88%増）、YouTube再生時間は4億2,939万時間（前年同期比17.8%増加）となりました。 加えて、コンテンツ販売の領域においては、2021年2月27日から28日にかけて開催しました「にじさんじ Anniversary Festival 2021」のライブBlu-rayを10月に、またライバーの衣装・装飾品の一部をそのままのデザインでグッズ化することをコンセプトとした「そのまんまグッズ」を順次発売しており、これらの販売が好調となっております。

領域別業績と営業利益の推移

(単位：千円)

	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期 第3四半期
売上高	3,478,701	7,636,041	10,159,499
ライブストリーミング領域	1,238,714	2,399,146	2,226,606
コマース（コンテンツ）領域	1,519,334	3,355,358	4,789,737
コマース（イベント）領域	410,433	602,302	733,221
プロモーション領域	262,994	1,037,759	1,835,476
その他領域（注1）	47,225	241,472	574,458
営業利益 (営業利益率)	44,267 (1.3%)	1,452,015 (19.0%)	3,135,946 (30.9%)

(注) 1. その他領域には、海外VTuberビジネス等を含んでおります。

KPIの推移

	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期 第3四半期
にじさんじVTuber数(人)	99	103	107
YouTube再生時間（百万時間）	272	496	429
ANYCOLOR ID数（万アカウント）	—	22	43

4 【経営上の重要な契約等】

本書提出日現在における経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

(1) ライバーとの業務委託契約

契約締結日	ライバーにより異なる
契約の名称	ライバー専属契約
相手方の名称	ライバー
契約期間	契約締結日から2年間（自動更新あり）
契約の概要	ライバーは、当社の専属ライバーとして、VTuber活動を行う。 対価： VTuber活動によって当社が得た収益に、各VTuber活動の内容に応じて一定の料率を乗じたものをライバーに支払う。

(2) Live2D利用契約

契約締結日	2018年12月11日
契約の名称	Live2D出版許諾契約
相手方の名称	株式会社Live2D
契約期間	契約締結日から1年間（自動更新あり）
契約の概要	株式会社Live2Dが著作権を有する許諾SDKを利用して、当社がYouTube等の動画配信プラットフォームで動画配信を行う。 対価： 当社が動画配信ビジネスから得た収益に一定の料率を乗じたものを株式会社Live2Dに支払う。

(3) YouTube上でのコンテンツ管理契約

契約締結日	2021年7月7日（契約更改に伴う）
契約の名称	CONTENT LICENSE AGREEMENT
相手方の名称	Google LLC
契約期間	契約締結日から1年間（自動更新あり）
契約の概要	当社が著作権を有する動画コンテンツの利用許諾を行う一方で、Google LLCから提供されるツールを使用してYouTube上において当該コンテンツを管理し、当該コンテンツから生じる収益を受領する。

(4) 事業提携契約

契約締結日	2020年3月23日
契約の名称	事業提携に関する覚書
相手方の名称	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ
契約期間	株式会社ソニー・ミュージックエンターテイメントによる出資の完了日（2020年4月10日）から3年間（1年間の自動更新あり）。ただし、同契約の効力発生日から18か月が経過した後、本覚書の内容について協議を行うものとする。
契約の概要	VTuberグループ「にじさんじ」名義のライブイベント（第三者が主催するものを除く。）を共催すること。 対価： 共催対象となるライブイベントにおける収入及び支出を一定の共催比率に基づいて按分する。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度の設備投資の総額は221,010千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う建物151,311千円、工具、器具及び備品66,098千円であります。

また、本社の移転に伴い、本社建物44,492千円、スタジオ建物21,235千円の減損損失を事務所移転損失として計上しております。

なお、当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第5期第3四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2022年1月31日）

当事業年度の設備投資の総額は9,860千円であり、その主な内容は、人員増加に伴うPCの購入等であります。

なお、当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所及びス タジオ	149,852	98,999	9,315	258,168	156 (35)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 本社は賃借しており、その年間賃借料は520,605千円であります。
4. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	115,000,000
計	115,000,000

(注) 2021年11月30日付で、A 1種優先株主、A 2種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,943,435	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	29,943,435	—	—

(注) 1. 2021年11月30日付で、A 1種優先株主、A 2種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が27,947,206株増加して29,943,435株となっております。
3. 2022年2月10日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

第1回新株予約権（2018年12月18日臨時株主総会決議。付与対象者（当社使用人）3名、付与数計304個）は、付与対象者の権利喪失に起因して、すべて消却しております。

第2回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2019年2月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個） ※	69 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 6,900 [103,500] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	400 [27] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年2月22日～2029年2月21日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 400 [27] 資本組入額 200 [13.5] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行なう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行なう場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行なうものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当により普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当の比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行なう場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行なうものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を使用することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行なうものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取

得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3) (5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (3) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が消滅会社となる吸收合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸收分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1) の記載内容に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)で記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。
6. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	定時株主総会決議：2019年7月26日 取締役会決議：2019年7月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 7
新株予約権の数（個） ※	85 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 8,500 [127,500] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,141 [210] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年7月29日～2029年7月28日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,141 [210] 資本組入額 1,570.5 [105] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2022年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行いうるものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行いうものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいづれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を使用することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を使用することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいづれかの場合を意味し、以下同様とする。

① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取

得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3) (5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)の記載内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。
6. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2019年9月26日 取締役会決議：2019年9月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	30,000 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 30,000 [450,000] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,141 [210] (注) 3、7
新株予約権の行使期間 ※	2019年10月31日～2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,196 [213.07] 資本組入額 1,598 [106.54] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2022年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき55円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場の申請をすることを内容とする取締役会決議が承認可決された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合（当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を

除く。)、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権行使することができる。ただし、これらに該当する直前に手続上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると当社が認めた場合はこの限りでない。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権行使することができない。
- ① 3,140円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - ② 3,140円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,140円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3,140円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となつたとき。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注4)に記載された内容により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注2)の記載内容に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注3)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には、株主総会）の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

（注4）の記載内容に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

（注5）の記載内容に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2020年6月10日 取締役会決議：2020年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 8 (注) 6
新株予約権の数（個） ※	12,500 [9,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 12,500 [142,500] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,141 [210] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	2020年6月30日～2030年6月29日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,141 [210] 資本組入額 1,570.5 [105] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2022年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行いうるものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行いうものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいづれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を使用することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を使用することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいづれかの場合を意味し、以下同様とする。

① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取

得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3) (5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)の記載内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人7名となっております。
7. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2020年6月10日 取締役会決議：2020年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	30,000 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 30,000 [450,000] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,141 [210] (注) 3、7
新株予約権の行使期間 ※	2020年6月30日～2030年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,207 [213.8] 資本組入額 1,603.5 [106.9] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2022年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき66円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場の申請をすることを内容とする取締役会決議が承認可決された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合（当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を

除く。)、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権行使することができる。ただし、これらに該当する直前に手続上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると当社が認めた場合はこの限りでない。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権行使することができない。
- ① 3,141円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - ② 3,141円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,141円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3,141円（ただし、(注3)に記載された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となつたとき。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注4)に記載された内容により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注2)の記載内容に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注3)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には、株主総会）の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

（注4）の記載内容に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

（注5）の記載内容に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2020年12月11日 取締役会決議：2020年11月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 18 (注) 6
新株予約権の数（個） ※	21,500 [18,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 21,500 [277,500] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,141 [210] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	2020年12月22日～2030年12月21日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,141 [210] 資本組入額 1,570.5 [105] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2022年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行いうるものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行いうものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいづれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を使用することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を使用することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいづれかの場合を意味し、以下同様とする。

① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取

得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3) (5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合

② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）の記載内容に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人16名となっております。

7. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2021年8月24日 取締役会決議：2021年8月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 39 当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	50,700 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 760,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	410 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年8月25日～2031年8月24日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 提出日の前月末（2022年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行なう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行なうものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当により普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行なうものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行なうものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買取」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

- ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3) (5)の内容に基づく買取時行使決定がなされなかった場合又は買取時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)の記載内容に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2021年11月22日 取締役会決議：2021年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 100
新株予約権の数（個） ※	19,600 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 294,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	410 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年11月24日～2031年11月23日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 提出日の前月末（2022年3月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行いうるものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行いうものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買取」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会

社」を意味する。

- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注3) (5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- 5. 当社が消滅会社となる吸收合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)の記載内容に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2017年11月29日 (注) 1	普通株式 15	普通株式 115	3,000	4,000	3,000	3,000
2017年12月20日 (注) 2	普通株式 10	普通株式 125	2,500	6,500	2,500	5,500
2018年4月11日 (注) 3	普通株式 12,375	普通株式 12,500	—	6,500	—	5,500
2018年4月20日 (注) 4	普通株式 1,250	普通株式 13,750	25,000	31,500	25,000	30,500
2019年6月14日 (注) 5	A 1種優先株式 796	普通株式 13,750 A 1種優先株式 796	124,991	156,491	124,991	155,491
2019年6月14日 (注) 6	普通株式 △1,250 A 2種優先株式 1,250	普通株式 12,500 A 1種優先株式 796 A 2種優先株式 1,250	—	156,491	—	155,491
2019年8月13日 (注) 7	普通株式 1,237,500 A 1種優先株式 78,804 A 2種優先株式 123,750	普通株式 1,250,000 A 1種優先株式 79,600 A 2種優先株式 125,000	—	156,491	—	155,491
2019年8月26日 (注) 8	A 1種優先株式 136,924	普通株式 1,250,000 A 1種優先株式 216,524 A 2種優先株式 125,000	214,970	371,462	214,970	370,462
2020年4月6日 (注) 9	B種優先株式 245,535	普通株式 1,250,000 A 1種優先株式 216,524 A 2種優先株式 125,000 B種優先株式 245,535	549,998	921,460	549,998	920,460
2020年4月8日 (注) 10	B種優先株式 44,642	普通株式 1,250,000 A 1種優先株式 216,524 A 2種優先株式 125,000 B種優先株式 290,177	99,998	1,021,458	99,998	1,020,458

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2020年4月10日 (注) 11	B種優先株式 133,928	普通株式 1,250,000 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	299,998	1,321,457	299,998	1,320,457
2020年4月30日 (注) 12	—	普通株式 1,250,000 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	△1,221,457	100,000	1,221,457	2,541,914
2021年3月23日 (注) 13	普通株式 20,600	普通株式 1,270,600 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	4,120	104,120	4,120	2,546,034
2021年4月27日 (注) 14	—	普通株式 1,270,600 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	—	104,120	△70,000	2,476,034
2021年5月20日 (注) 15	普通株式 △40,000	普通株式 1,230,600 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	—	104,120	—	2,476,034
2021年11月30日 (注) 16	普通株式 765,629	普通株式 1,996,229 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	—	104,120	—	2,476,034

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年12月1日 (注) 17	A 1種優先株式 △216,524 A 2種優先株式 △125,000 B種優先株式 △424,105	普通株式 1,996,229	—	104,120	—	2,476,034
2022年1月5日 (注) 18	普通株式 27,947,206	普通株式 29,943,435	—	104,120	—	2,476,034

(注) 1. 普通株式の有償第三者割当増資

割当先 Skyland Ventures 2号投資事業有限責任組合
発行価格 400,000円
資本組入額 200,000円

(注) 2. 普通株式の有償第三者割当増資

割当先 本田謙
発行価格 500,000円
資本組入額 250,000円

(注) 3. 株式分割（1：100）によるものであります。

(注) 4. 普通株式の有償第三者割当増資

割当先 株式会社アドウェイズ、上野山勝也、MOI. Inc、大湯俊介、伊藤将雄
発行価格 40,000円
資本組入額 20,000円

(注) 5. A 1種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 HODE HK Limited
発行価格 314,049円
資本組入額 157,024.5円

(注) 6. 2019年5月24日開催の臨時株主総会により、2019年6月14日付で新たにA 2種優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を決議するとともに、発行済みの普通株式の一部をA 2種優先株式へと内容の変更を行う決議をしております。これにより、発行済株式総数は、普通株式が1,250株減少、A 2種優先株式が1,250株増加しております。

(注) 7. 株式分割（1：100）によるものであります。

(注) 8. A 1種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 HODE HK Limited、SBI AI & Blockchain 投資事業有限責任組合、KLab株式会社
発行価格 3,140円
資本組入額 1,570円

(注) 9. B種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 LC FUND VIII, L.P.、Highsino Group Limited
発行価格 4,480円
資本組入額 2,240円

(注) 10. B種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 けいはんな学研都市ATRベンチャーNVCC投資事業有限責任組合
発行価格 4,480円
資本組入額 2,240円

(注) 11. B種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント、伊藤忠商事株式会社
発行価格 4,480円
資本組入額 2,240円

(注) 12. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、2020年4月30日付で資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えております。その結果、資本金が1,221,457千円（減資割合92.4%）減少し、資本準備金が同額増加しております。

(注) 13. 第2回新株予約権の権利行使による増加

(注) 14. 特定の株主から自己株式の取得を行うための分配可能額を創出することを目的に、2021年4月27日付で資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。その結果、資本準備金が70,000千円（減資

割合2.75%) 減少し、その他資本剰余金が同額増加しております。

(注) 15. 特定の株主から取得した自己株式の消却によるものです。

(注) 16. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月30日付でA 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として、当該A 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

(注) 17. 当社が取得したA 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、消却しております。なお、2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(注) 18. 株式分割（1：15）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	5	5	—	9	19	—
所有株式数（単元）	—	—	—	32,022	67,856	—	199,554	299,432	235
所有株式数の割合（%）	—	—	—	10.69	22.66	—	66.65	100	—

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 29,943,200	299,432	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であり、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	普通株式 235	—	—
発行済株式総数	29,943,435	—	—
総株主の議決権	—	299,432	—

(注) 2021年11月30日付で、A 1種優先株主、A 2種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に基づく普通株式の取得、並びに、同条第4号によるA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(2021年4月1日)での決議状況 (取得期間2021年4月27日～2021年4月30日)	普通株式 40,000	125,640,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2020年5月1日～2021年4月30日)	普通株式 40,000	125,640,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 当社は、2021年4月30日付で普通株式40,000株を自己株式として取得し、対価として金銭125,640,000円を交付しております。また、当社が取得した普通株式のすべてについて会社法第178条の規定に基づき、2021年5月20日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (2020年5月1日～2021年4月30日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	—

(注) 当社は、株主からの株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月30日付でA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として当該A1種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてについて会社法第178条の規定に基づき、2021年12月1日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は、2021年12月8日付で定款の変更を行い、A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式に係る定めを廃止しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己 株式	—	—	普通株式 40,000 A 1種優先株式 216,524 A 2種優先株式 125,000 B 種優先株式 424,105	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式	普通株式 40,000	—	—	—

(注) 2021年5月20日開催の取締役会決議により、同日付で自己保有していた普通株式をすべて消却しております。
 また、2021年12月1日開催の取締役会決議により、同日付で自己保有していたA 1種優先株式、A 2種優先株式、B 種優先株式のすべてを消却しております。

3 【配当政策】

当社では、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しておりますが、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考えており、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

将来的には、経営環境、業績の推移、今後の事業・投資計画、財政状態や内部留保の状況等を総合的に勘案し、株主に対する利益還元を検討していく方針です。なお、具体的な実施時期、内容をはじめ、今後の配当の実施有無については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、10月31日を基準日として取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、お客様、従業員、得意先をはじめとするステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

i. 企業統治の体制の概要

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名（うち1名は社外取締役）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制を整えております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定とともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

また、取締役会には監査役が出席し、取締役の業務遂行の状況を監視できる体制となっております。

取締役会の構成員の氏名は、機関の長（議長）として代表取締役CEOの田角陸、その他の構成員は鈴井慎也、香月壯一であり、香月壯一は社外取締役です。

ロ. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（常勤監査役は1名、社外監査役は3名）で構成されています。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務遂行の監査を行っております。常勤監査役は、取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告収受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のある監視を行っております。非常勤監査役は、取締役会への出席の他、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施しております。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査担当者と隨時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。

監査役会の構成員は、山岡佑、前川俊策、梅田泰子（旧姓：飯野）であり山岡佑、前川俊策、梅田泰子（旧姓：飯野）は社外監査役です。また、議長は、常勤監査役前川俊策が務めております。

ハ. 経営会議

経営会議は、当社代表取締役CEO、取締役（社外取締役を除く。）、常勤監査役及び執行役員、また必要に応じて代表取締役CEOが指名する者で構成されており、原則週2回以上、定期的に開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて常勤監査役からの意見聴取を行っております。

経営会議は、代表取締役CEOの田角陸が議長となり、取締役の鈴井慎也、執行役員、オブザーバーとして常勤監査役の前川俊策、また必要に応じて代表取締役CEOによって指名された者により構成されております。

ニ. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な監査を受けております。

ホ. 執行役員制度

当社では、経営の意思決定・監査機能と業務遂行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しており、現在は7名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。

八、內部監查

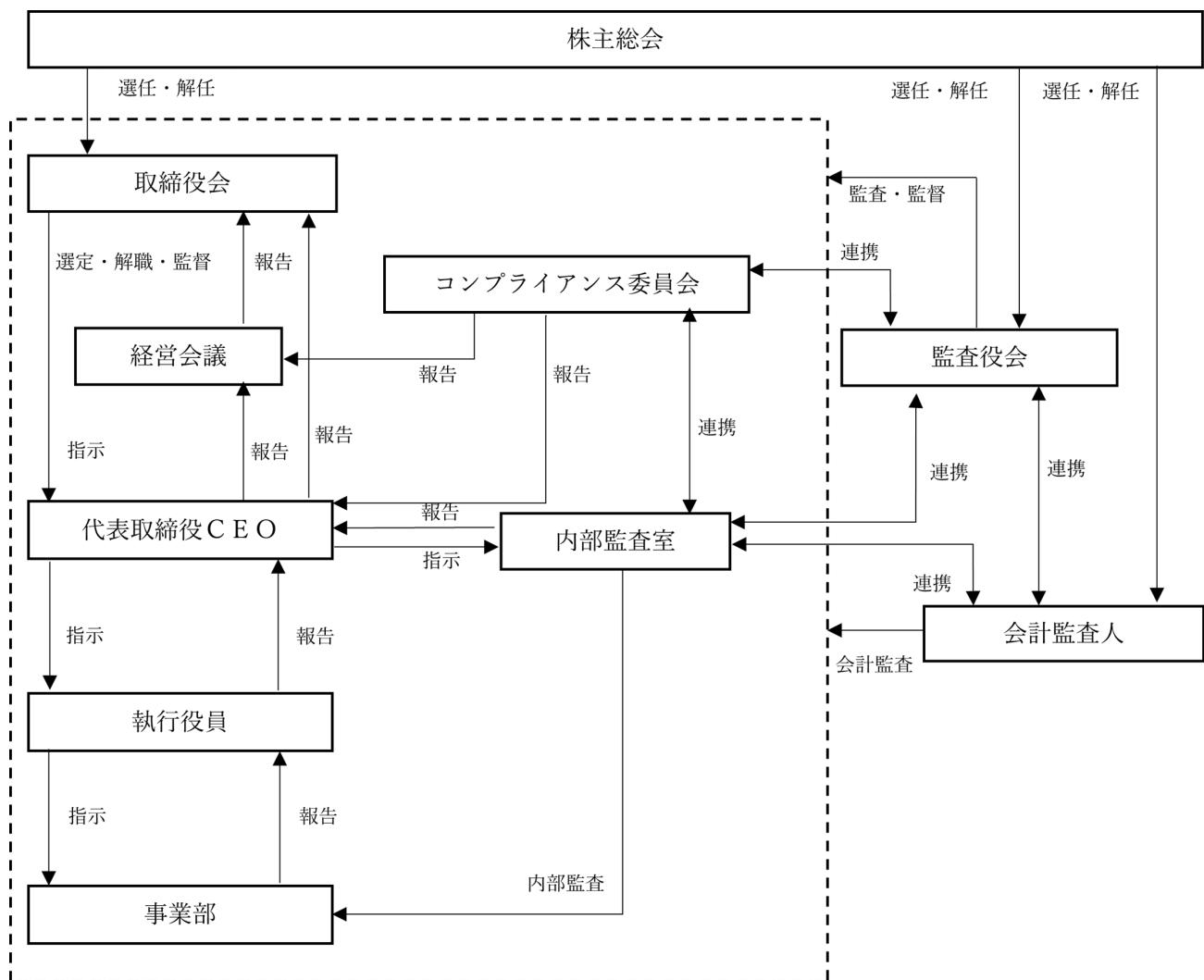
当社は、当社の内部監査を行うため、内部監査室（内部監査担当者2名。室長は経営管理部兼任）を設置しております。内部監査担当者は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役CEOへ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。また、内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と隨時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

ト. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制や適切なガバナンスの整備及びその万全な運用のため、取締役、監査役、経営管理部長、各部のコンプライアンス担当の従業員から構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、その定例会を四半期に1回開催しており、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備及び運用状況について協議を行っております。

ii. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



iii. 当該体制を採用する理由

当社は、柔軟かつ迅速な意思決定を図り、かつ経営の透明性・健全性を確保するために有効であると判断し、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

i. 内部統制システムの整備状況

当社は、適正な業務遂行を図るための体制として、2020年7月20日開催にかかる取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づいて内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

a. 当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。

b. 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。

c. 取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。

d. 取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

b. 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役CEOに報告する。

ニ. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

b. 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、隨時に取締役の大多数で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。

b. 内部監査担当は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

a. 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用者を速やかに設置する。

b. 補助すべき使用者を設置する場合、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。

ト. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。

b. 監査役は、原則として月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

c. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- d. 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関する記録を常に閲覧することができる。
- e. 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- f. 監査役に報告した者に対する不利な取扱いが確認された場合、不利な取扱いを行った者は、就業規則等に基づき、懲戒等の処分に付されることがある。
- g. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

チ. 反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- b. 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

リ. 当社及び子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制

- a. 当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。
- b. 取締役及び従業員は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、またはコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。
- c. 報告を受けた監査役は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。
- d. 監査役は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
- e. 監査役は、必要なときに子会社の監査を行い、問題があると認めたときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

ii. リスク管理体制の整備の状況

イ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるリスクの顕在化の防止及び当社の損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役CEO、取締役、執行役員をはじめ、全従業員が業務上のリスクを積極的に予見及び評価し、経営会議及び代表取締役CEOへの適時の報告を行い、会社として適切かつ迅速な対応ができる体制を整えております。

ロ. コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、当社の業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、常時、各部の従業員、監査役及び内部監査室と連携して、取締役を含む全従業員がコンプライアンスを遵守しているかを調査しております。また、定期的な会合を開催し、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備状況及び運用状況を確認し、法令等への潜在的な違反リスクの洗い出し及びその対応方法の決定を行っております。さらに、万が一コンプライアンス違反の事例が発生した場合には、適時のタイミングでコンプライアンス委員会を開催し、事実関係を調査したうえで、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応を実施し、再発防止策を講じることとしております。

iii. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、上記の「内部統制システム構築の基本方針」に従って、子会社の業務の適正化を確保しております。

iv. 取締役及び監査役の責任免除及び責任限定

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）又は監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮して、期

待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

v. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

vi. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

vii. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款で定めております。

viii. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ix. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役C E O	田角 陸	1996年2月3日生	2017年5月 当社設立 2017年5月 当社代表取締役C E O 就任 (現任) 2021年5月 当社海外VTuber事業部執行役員 就任 (現任)	(注) 3	14,031,810
取締役C F O 兼 経営管理部長	釣井 慎也	1987年3月3日生	2012年4月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現: P w C 税理士法人) 入所 2014年9月 三麦U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 入社 2019年5月 当社入社 執行役員C F O 就任 2019年7月 当社取締役C F O 就任 (現任) 2019年11月 当社経営企画部長 就任 2021年5月 当社経営企画部執行役員 就任 2021年7月 当社経営管理部執行役員兼部長 就任 (現任)	(注) 3	—
社外取締役	香月 壮一	1951年5月11日生	1976年4月 株式会社東急百貨店 入社 1998年7月 同社営業政策部長 就任 2001年2月 同社グループ事業統括室長 就任 2005年6月 東急カード株式会社 取締役営業開発部長 就任 2005年10月 株式会社ぐるなび 入社 常務執行役員 管理部門長 就任 2006年6月 同社常務取締役管理本部長 就任 2009年6月 同社常務取締役営業本部長 就任 2010年4月 同社常務取締役 Let's 事業推進部門長 就任 2011年6月 同社取締役専務執行役員管理本部長 就任 2013年5月 同社取締役副社長執行役員 就任 2014年1月 東京急行電鉄株式会社 (現: 東急株式会社) 常勤顧問 就任 2016年3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外取締役 就任 (現任) 2021年5月 株式会社ココルポート 社外取締役 就任 (現任) 2021年7月 当社社外取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	前川 俊策	1953年11月26日生	1976年4月 住友商事株式会社 入社 2009年7月 住友商事ケミカル株式会社 取締役内部監査部長 就任 2013年7月 同社常勤監査役 就任 2020年3月 当社常勤監査役 就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	梅田 泰子 (旧姓 飯野)	1968年10月28日生	1991年4月 株式会社東芝 入社 2002年10月 弁護士登録 2006年6月 アメリカンファミリー生命保険会社 (現: アフラック生命保険株式会社) 入社 2011年1月 飯野法律事務所 所長 就任 (現任) 2017年12月 株式会社アイオイ・システム 監査役 就任 (現任) 2018年12月 スプリームシステム株式会社 監査役 就任 2020年7月 当社 監査役 就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	山岡 佑	1986年4月3日生	2010年1月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2014年3月 キャスレーコンサルティング株式会社 入社 2014年7月 山岡佑公認会計士事務所 代表社員 就任（現任） 2016年10月 五常・アンド・カンパニー株式会社 入社（現任） 2019年1月 株式会社シクミヤ 代表取締役就任 就任（現任） 2019年2月 ウォンテッドリー株式会社 入社（現任） 2019年7月 当社 監査役 就任（現任） 2021年1月 株式会社エフ・コード 監査役 就任（現任）	(注) 4	—
計					14,031,810

- (注) 1. 取締役 香月壯一は、社外取締役であります。
 2. 監査役 前川俊策、梅田泰子（旧姓：飯野）、山岡佑は、社外監査役であります。
 3. 2022年2月10日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年4月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 2022年2月10日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年4月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役（非常勤取締役）の香月壯一は、株式会社ぐるなび取締役及び同社副社長、並びに、メディカル・データ・ビジョン株式会社社外取締役等を歴任し、経営やリスク管理に関する豊富な経験及び幅広い知見を有しております、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役（常勤監査役）の前川俊策は、住友商事株式会社及び子会社において管理部門、内部監査並びに監査役等の豊富な経験を有しております、当社の社外監査役として適任であり、常勤監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役（非常勤監査役）の梅田泰子（旧姓：飯野）は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しております、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役（非常勤監査役）の山岡佑は公認会計士資格を有しております、財務及び会計に関する専門的な知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

なお、当社と上記の社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会において内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から、内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、定期的に開催する三様監査を通じて、会計監査人から監査手続の概要や監査結果等について報告・説明を受け、会計監査人、内部監査室との連携強化に努めております。なお、内部監査室とは必要に応じて隨時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役 1名（うち社外監査役 1名）及び非常勤監査役 2名（うち社外監査役 2名）で構成されております。監査役は、様々な経営環境や社会環境のほか、過年度の監査結果を踏まえて、重点監査事項を設定のうえ、監査計画を策定しております。これに基づき監査を実施しております。モニタリング機能としての監査の実効性及び監査効率を高めるため、会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換により緊密な連携に努めております。監査役会では、法令、定款及び「監査役監査規程」に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、取締役の職務執行状況について、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議にも出席しており、取締役の職務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

なお、常勤監査役前川俊策は、住友商事株式会社において、約40年間にわたり主計部、管理部門等に在籍し、決算手続並びに財務諸表の作成等に関する豊富な知識・経験を有しております。また、監査役山岡佑は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

最近事業年度において監査役会を月 1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	前川 俊策	10回	10回
非常勤監査役（社外）	梅田 泰子 (旧姓 飯野)	10回	10回
非常勤監査役（社外）	山岡 佑	10回	10回

監査役会における主な検討事項として、年度の監査方針・監査計画・監査の方法・各監査役の職務分担の決定、会計監査人の評価と再任同意、監査法人から年度監査計画の説明を受けた上での監査法人の監査報酬に対する同意、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等となっております。

また、常勤監査役の活動として、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への参加、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役等へのヒアリング、内部監査室及び会計監査人から報告を受領し意見交換を行うとともに、社長への報告・意見交換を行っております。

これらの活動で収集した社内情報等は非常勤監査役へ随時情報を発信し、かつ監査役会に報告し、厳正に協議しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役 C E O直属の内部監査室（2名。室長は経営管理部兼任）を設置し、内部統制の整備及び運用状況について、各部門を対象として定期的に監査を実施、その結果を代表取締役 C E Oに報告するとともに、監査の結果については該当各部門に対し報告され、改善事項の指摘・指導を行い、その進捗状況の確認を行うことで実効性の高い業務監査を行うとともに、監査役、内部監査室、会計監査人は、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行い、効率的・効果的な監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

i . 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ii . 繼続監査期間

3年

iii. 業務を執行した公認会計士

竹原 玄

篠塚 伸一

iv. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 7名

v. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準を総合的に勘案し、選定を行っております。なお、太陽有限責任監査法人の選定理由といたしまして、当社が株式公開の準備を進めると共に、株式公開を前提とした短期調査を受け、その後、当該調査により課題や改善に関する適切な指導を受けたことにより当社の内部管理体制が向上したこと、また、同監査法人が株式公開に関する豊富な実績・経験があることなども勘案し、決定いたしました。

vi. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の評価を行っており、太陽有限責任監査法人について、会計監査人の独立性・専門性等を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

i. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,400	—	14,000	—

ii. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（i. を除く）

該当事項はありません。

iii. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

iv. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査法人と協議のうえ、当社の事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数等を基に算出された見積り報酬について、その日数及び単価の合理性を勘案し、監査役会の同意を得たうえ、監査報酬を決定しております。

v. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

役員の報酬につきましては、2022年2月10日開催の臨時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額44,000千円及び監査役の年間報酬限度額11,000千円が決定されております。各取締役及び監査役の具体的な報酬等の額は、上記株主総会決議の範囲内で取締役については取締役会の一任を受けた代表取締役CEOが決定しており、監査役については監査役会の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	34,920	34,920	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	10,700	10,700	—	—	—	3

(注) 1. 本表に記載した取締役、監査役、社外取締役の員数は、最近事業年度における員数を記載しており、本書提出日現在の員数とは異なります。

2. 最近事業年度末現在の社外役員は6名ですが、無報酬の社外取締役が3名おります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2019年5月1日から2020年4月30日まで）及び当事業年度（2020年5月1日から2021年4月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年5月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.48%
売上高基準	0.00%
利益基準	△0.07%
利益剰余金基準	△0.06%

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、財務・会計専門情報誌の定期購読などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,491,645	3,628,274
売掛金	705,167	1,395,309
商品	52,352	127,033
前渡金	—	7,850
前払費用	30,948	29,774
その他	53,759	32,574
流動資産合計	3,333,873	5,220,816
固定資産		
有形固定資産		
建物	77,335	152,132
減価償却累計額	△3,790	△2,279
建物（純額）	73,545	149,852
工具、器具及び備品	85,148	151,247
減価償却累計額	△24,767	△52,247
工具、器具及び備品（純額）	60,381	98,999
有形固定資産合計	133,926	248,852
無形固定資産		
ソフトウエア	7,294	9,315
無形固定資産合計	7,294	9,315
投資その他の資産		
関係会社株式	—	64,598
長期前払費用	1,876	106
敷金	96,369	565,623
繰延税金資産	17,060	119,249
その他	280	1,198
投資その他の資産合計	115,586	750,776
固定資産合計	256,807	1,008,944
資産合計	3,590,681	6,229,760

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	400,910	622,188
短期借入金	33,332	200,000
1年内返済予定の長期借入金	118,800	242,510
未払金	66,089	250,514
未払費用	22,779	280,034
未払法人税等	2,200	462,118
前受金	—	35,721
預り金	25,361	39,213
その他	485	1,679
流動負債合計	669,959	2,133,980
固定負債		
長期借入金	216,921	570,101
固定負債合計	216,921	570,101
負債合計	886,880	2,704,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	104,120
資本剰余金		
資本準備金	2,541,914	2,476,034
その他資本剰余金	—	70,000
資本剰余金合計	2,541,914	2,546,034
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	60,236	997,534
利益剰余金合計	60,236	997,534
自己株式	—	△125,640
株主資本合計	2,702,151	3,522,048
新株予約権	1,650	3,630
純資産合計	2,703,801	3,525,678
負債純資産合計	3,590,681	6,229,760

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2022年1月31日)

資産の部	
流动資産	
現金及び預金	5,472,549
売掛金	1,557,131
商品	421,842
その他	91,799
流动資産合計	<u>7,543,322</u>
固定資産	
有形固定資産	207,876
無形固定資産	7,369
投資その他の資産	
敷金	471,231
その他	121,808
投資その他の資産合計	<u>593,040</u>
固定資産合計	<u>808,286</u>
資産合計	<u>8,351,608</u>
負債の部	
流动負債	
買掛金	1,001,467
1年内返済予定の長期借入金	255,481
未払法人税等	675,063
その他	473,028
流动負債合計	<u>2,405,041</u>
固定負債	
長期借入金	<u>361,128</u>
固定負債合計	<u>361,128</u>
負債合計	<u>2,766,169</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	104,120
資本剰余金	2,476,034
利益剰余金	3,001,654
株主資本合計	<u>5,581,809</u>
新株予約権	<u>3,630</u>
純資産合計	<u>5,585,439</u>
負債純資産合計	<u>8,351,608</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年5月1日 至2020年4月30日)	当事業年度 (自2020年5月1日 至2021年4月30日)
売上高	3,478,701	7,636,041
売上原価	2,525,468	4,699,904
売上総利益	953,232	2,936,137
販売費及び一般管理費	※1,※2 908,965	※1,※2 1,484,121
営業利益	44,267	1,452,015
営業外収益		
受取利息	3	26
補助金収入	—	5,130
その他	499	1,300
営業外収益合計	503	6,456
営業外費用		
支払利息	2,591	6,749
その他	171	617
営業外費用合計	2,762	7,366
経常利益	42,008	1,451,104
特別利益		
事業譲渡益	—	10,981
特別利益合計	—	10,981
特別損失		
事務所移転損失	—	※3,※4 192,684
その他	—	8,136
特別損失合計	—	200,821
税引前当期純利益	42,008	1,261,264
法人税、住民税及び事業税	18,812	426,156
法人税等調整額	△9,239	△102,189
法人税等合計	9,573	323,967
当期純利益	32,435	937,297

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※1	193,660	8.9	345,975	8.5
II 外注費		1,280,373	58.8	2,304,835	57.0
III 経費		701,707	32.3	1,393,585	34.5
当期総製造費用		2,175,740	100.0	4,044,395	100.0
期首商品たな卸高		5,385		52,352	
当期商品仕入高		395,593		723,493	
合計		2,576,719		4,820,241	
期末商品たな卸高		52,352		127,033	
商品評価損		1,101		6,695	
当期売上原価		2,525,468		4,699,904	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算を行っております。

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
支払手数料(千円) ※2	503,212	1,083,484
地代家賃(千円)	59,016	93,769
ソフトウェア費用(千円)	55,646	107,174

※2 主にプラットフォーム事業者等への手数料であります。

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2022年1月31日)	
売上高	10,159,499
売上原価	5,794,644
売上総利益	4,364,855
販売費及び一般管理費	1,228,908
営業利益	3,135,946
営業外収益	
受取利息	17
為替差益	1,443
補助金収入	1,140
その他	265
営業外収益合計	2,866
営業外費用	
支払利息	4,271
株式公開費用	2,790
営業外費用合計	7,062
経常利益	3,131,750
特別損失	
イベント中止損失	※ 161,205
特別損失合計	161,205
税引前四半期純利益	2,970,545
法人税、住民税及び事業税	873,199
法人税等調整額	37,585
法人税等合計	910,784
四半期純利益	2,059,760

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金			利益剰余金										
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	31,500	30,500	—	30,500	27,801	27,801	—	89,801	—	89,801				
当期変動額														
当期純利益					32,435	32,435		32,435		32,435				
新株の発行	1,289,957	1,289,957		1,289,957				2,579,914		2,579,914				
資本金から剰余金への振替	△1,221,457	1,221,457		1,221,457				—		—				
新株予約権の発行									1,650	1,650				
当期変動額合計	68,500	2,511,414	—	2,511,414	32,435	32,435	—	2,612,349	1,650	2,613,999				
当期末残高	100,000	2,541,914	—	2,541,914	60,236	60,236	—	2,702,151	1,650	2,703,801				

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金			利益剰余金										
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	100,000	2,541,914	—	2,541,914	60,236	60,236	—	2,702,151	1,650	2,703,801				
当期変動額														
当期純利益					937,297	937,297		937,297		937,297				
新株の発行	4,120	4,120		4,120				8,240		8,240				
資本準備金から剰余金への振替		△70,000	70,000	—				—		—				
自己株式の取得							△125,640	△125,640		△125,640				
新株予約権の発行									1,980	1,980				
当期変動額合計	4,120	△65,880	70,000	4,120	937,297	937,297	△125,640	819,897	1,980	821,877				
当期末残高	104,120	2,476,034	70,000	2,546,034	997,534	997,534	△125,640	3,522,048	3,630	3,525,678				

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年5月1日 至2020年4月30日)	当事業年度 (自2020年5月1日 至2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	42,008	1,261,264
減価償却費及びその他の償却費	46,737	89,192
受取利息	△3	△26
支払利息	2,591	6,749
事業譲渡損益（△は益）	—	*2 △10,981
事務所移転損失	—	192,684
売上債権の増減額（△は増加）	△552,501	△690,141
たな卸資産の増減額（△は増加）	△46,955	△74,681
仕入債務の増減額（△は減少）	337,833	221,277
その他の資産の増減額（△は増加）	△64,172	19,141
その他の負債の増減額（△は減少）	71,620	387,364
その他	13	8,194
小計	△162,827	1,410,039
利息の受取額	3	26
利息の支払額	△2,591	△6,749
事務所移転損失の支払額	—	△43,270
法人税等の支払額	△39,763	△29,585
法人税等の還付額	—	19,979
営業活動によるキャッシュ・フロー	△205,179	1,350,439
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△158,720	△152,561
無形固定資産の取得による支出	△8,186	△3,600
関係会社株式の取得による支出	—	△80,598
敷金の差入による支出	△114,625	△521,347
敷金の回収による収入	21,072	217
投資活動によるキャッシュ・フロー	△260,459	△757,890
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50,000	200,000
短期借入金の返済による支出	△46,668	△33,332
長期借入れによる収入	370,000	700,000
長期借入金の返済による支出	△62,747	△223,110
株式の発行による収入	2,579,914	8,240
自己株式の取得による支出	—	△109,640
新株予約権の発行による収入	1,650	1,980
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,892,149	544,138
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13	△57
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,426,497	1,136,628
現金及び現金同等物の期首残高	65,148	2,491,645
現金及び現金同等物の期末残高	*1 2,491,645	*1 3,628,274

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 17,060千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積は、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積の不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

ただし、当社においては、当事業年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 119,249千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積は、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積の不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

ただし、当社においては、当事業年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2020年5月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を翌事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載することいたしました。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

・「収益認識に関する会計基準」

（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年4月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

・「収益認識に関する会計基準」

（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年4月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度98%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
給料及び手当	303,003千円	466,079千円
法定福利費	50,762	90,981
賞与	—	79,008
支払報酬	130,916	188,505
地代家賃	65,307	201,797
減価償却費	5,300	10,274

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
	9,889千円	400千円

※3 事務所移転損失の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
減損損失 ※4	一千円	65,727千円
コンサルティング費用	—	55,700
旧本社地代家賃	—	67,910
引越し費用	—	3,346
計	—	192,684

※4 事務所移転損失に含まれる減損損失の内訳については、以下のとおりであります。

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

場所	主な用途	種類	減損損失（千円）
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	建物	44,492
スタジオ (東京都千代田区)	スタジオ	建物	21,235

減損損失の認識に至った経緯

当事業年度における本社移転に伴い、事業の用に供する見込みのない旧本社及び旧スタジオ（以下、旧本社等）の内装等につきましては帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（65,727千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、本社移転に伴う旧本社の原状回復義務により内装等の廃棄が見込まれていたため、ゼロとして評価しております。

資産のグルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。また、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式（注）1、2	13,750	1,237,500	1,250	1,250,000
A 1種優先株式（注）1、3	—	216,524	—	216,524
A 2種優先株式（注）1、4	—	125,000	—	125,000
B種優先株式（注）5	—	424,105	—	424,105
合計	13,750	2,003,129	1,250	2,015,629
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2019年8月13日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,237,500株は株式分割によるものであります。普通株式の発行済株式総数の減少1,250株はA 2種優先株式への転換によるものであります。
3. A 1種優先株式の発行済株式数の増加216,524株は、第三者割当による増加137,720株及び株式分割による増加78,804株であります。
4. A 2種優先株式の発行済株式数の増加125,000株は、普通株式からの転換による増加1,250株及び株式分割による増加123,750株であります。
5. B種優先株式の発行済株式数の増加424,105株は、第三者割当によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,650
合計		—	—	—	—	—	1,650

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	1,250,000	20,600	—	1,270,600
A 1種優先株式	216,524	—	—	216,524
A 2種優先株式	125,000	—	—	125,000
B種優先株式	424,105	—	—	424,105
合計	2,015,629	20,600	—	2,036,229
自己株式				
普通株式（注）2	—	40,000	—	40,000
合計	—	40,000	—	40,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加20,600株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加40,000株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,630
合計		—	—	—	—	—	3,630

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金勘定	2,491,645千円	3,628,274千円
現金及び現金同等物	2,491,645	3,628,274

※2. 事業譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	1,329千円
資産合計	1,329千円
流動負債	78千円
負債合計	78千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、主に運転目的の資金として調達しております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,491,645	2,491,645	-
(2) 売掛金	705,167	705,167	-
(3) 敷金	96,369	96,369	-
資産計	3,293,183	3,293,183	-
(1) 買掛金	400,910	400,910	-
(2) 短期借入金	33,332	33,332	-
(3) 未払法人税等	2,200	2,200	-
(4) 長期借入金 (※)	335,721	334,186	△1,534
負債計	772,163	770,629	△1,534

※ 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。また、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定期額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,491,645	-	-	-
売掛金	705,167	-	-	-
敷金	-	96,369	-	-
合計	3,196,813	96,369	-	-

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	33,332	—	—	—	—	—
長期借入金	118,800	111,852	91,700	11,249	2,120	—
合計	152,132	111,852	91,700	11,249	2,120	—

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、主に運転目的の資金として調達しております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,628,274	3,628,274	-
(2) 売掛金	1,395,309	1,395,309	-
(3) 敷金	565,623	565,623	-
資産計	5,589,207	5,589,207	-
(1) 買掛金	622,188	622,188	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払法人税等	462,118	462,118	-
(4) 長期借入金（※）	812,611	805,265	△7,345
負債計	2,096,918	2,089,572	△7,345

※ 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。また、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年4月30日)
関係会社株式（非上場株式）	64,598

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,628,274	-	-	-
売掛金	1,395,309	-	-	-
敷金	-	-	565,623	-
合計	5,023,584	-	565,623	-

4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	242,510	260,012	153,769	111,320	45,000	-
合計	442,510	260,012	153,769	111,320	45,000	-

(有価証券関係)

前事業年度（2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年4月30日）

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式30,000千円、関連会社株式34,598千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名	社外協力者2名	当社使用人7名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）3	普通株式 456,000株	普通株式 412,500株	普通株式 127,500株	普通株式 450,000株
付与日	2018年12月19日	2019年2月22日	2019年7月29日	2019年10月31日
権利確定条件	(注) 1、2	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年12月19日 至 2028年12月18日	自 2019年2月22日 至 2029年2月21日	自 2019年7月29日 至 2029年7月28日	自 2019年10月31日 至 2029年10月30日

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注2）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。
 - ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
2. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注1) (5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
3. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年8月13日付株式分割（株式1株につき100株の割合）及び2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	456,000	412,500	-	-
付与	-	-	127,500	450,000
失効	456,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	450,000
未確定残	-	412,500	127,500	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定	-	-	-	450,000
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	450,000

(注) 2019年8月13日付株式分割（株式1株につき100株の割合）及び2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	27	27	210	210
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

(注) 2019年8月13日付株式分割（株式1株につき100株の割合）及び2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 75,377千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名	当社使用人7名	当社取締役1名	当社使用人8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 103,500株	普通株式 127,500株	普通株式 450,000株	普通株式 187,500株
付与日	2019年2月22日	2019年7月29日	2019年10月31日	2020年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年2月22日 至 2029年2月21日	自 2019年7月29日 至 2029年7月28日	自 2019年10月31日 至 2029年10月30日	自 2020年6月30日 至 2030年6月29日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社使用人18名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 450,000株	普通株式 322,500株
付与日	2020年6月30日	2020年12月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年6月30日 至 2030年6月29日	自 2020年12月22日 至 2030年12月21日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2019年8月13日付株式分割（株式1株につき100株の割合）及び2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	412,500	127,500		-
付与	-	-	-	187,500
失効	-	-	-	-
権利確定	309,000	-	-	-
未確定残	103,500	127,500	-	187,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	450,000	-
権利確定	309,000	-	-	-
権利行使	309,000	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	450,000	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	450,000	337,500
失効	-	15,000
権利確定	-	-
未確定残	450,000	322,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2019年8月13日付株式分割（株式1株につき100株の割合）及び2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（注）(円)	27	210	210	210
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格（注）(円)	210	210
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注) 2019年8月13日付株式分割（株式1株につき100株の割合）及び2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 18,912千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 56,464千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（2020年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年4月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,972千円
敷金償却	3,948
一括償却資産	7,679
ソフトウェア	3,459
繰延税金資産小計	<u>17,060</u>
繰延税金資産合計	<u>17,060</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年4月30日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	5.0
法人税額の特別控除	△9.0
中小法人の軽減税率影響	△3.2
その他	△4.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.8</u>

当事業年度（2021年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年4月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	31,041千円
資産除去債務	19,366
減損損失	20,125
旧本社地代家賃	19,326
一括償却資産	5,073
ソフトウェア	22,767
その他	1,548
繰延税金資産小計	<u>119,249</u>
繰延税金資産合計	<u>119,249</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年4月30日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.1
税率変更による差異	△0.2
法人税額の特別控除	△4.4
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.7</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、当事業年度中に資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2021年5月1日に開始する事業年度以降に解消すると見込まれる一時差異については34.6%から30.6%に変更しております。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

事業分離

2021年4月30日にアイドルグループ事業「SLEE」を、新設した株式会社yokazeに譲渡するとともに、株式会社yokazeの全株式を、SLEE事業部長であった当社元従業員に譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社yokaze

(2) 分離した事業の内容

アイドルグループ事業「SLEE」

(3) 事業分離を行った主な理由

当該事業を取り巻くアイドル業界の市場環境は、変化のスピードが速く、当社が事業を開始した以降の間でも競争環境は大きく変化しております。こうした環境の中で、より機動的かつ自由度の高い意思決定が必須であると考え、事業譲渡を行うことといたしました。

(4) 事業分離日

2021年4月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 10,981千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,329千円
資産合計	1,329千円
流動負債	78千円
負債合計	78千円

(3) 会計処理

当該事業の帳簿価額と譲渡価額との差額を「事業譲渡益」として特別利益に計上しております。

なお、事業分離日と同日に、分離先企業である株式会社yokazeの全株式を、SLEE事業部長であった当社元従業員に、SLEE事業価値と同額で譲渡しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであります。

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要額

売上高 5,754千円

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借期間に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積にあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始から2年を採用しております。

また、敷金の回収が見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は17,825千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は41,600千円あります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借期間に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積にあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始から2年から6年を採用しております。

また、敷金の回収が見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は50,747千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は350,490千円あります

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ライブストリーミング領域	コマース（コンテンツ）領域	コマース（イベント）領域	プロモーション領域	その他領域	合計
外部顧客への売上高	1,238,714	1,519,334	410,433	262,994	47,225	3,478,701

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	アジア	合計
2,220,751	1,218,178	39,771	3,478,701

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Google LLC	1,217,584
ピクシブ株式会社	1,067,463
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	418,909

(注) 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ライブストリーミング領域	コマース（コンテンツ）領域	コマース（イベント）領域	プロモーション領域	その他領域	合計
外部顧客への売上高	2,399,146	3,355,358	602,302	1,037,759	241,472	7,636,041

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	アジア	その他	合計
4,996,462	2,437,380	191,037	11,160	7,636,041

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Google LLC	2,413,440
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	1,594,820
ピクシブ株式会社	1,214,222

(注) 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び個人主要株主	田角 陸	-	-	当社代表取締役CEO	(被所有)直接46.82	債務の被保証	銀行借入に対する債務被保証	33,332	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等。

当社は銀行からの借入について、代表取締役CEO田角陸から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておらず、提出日現在において債務被保証は解消しております。

2. 取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
1株当たり純資産額	2.39円
1株当たり当期純利益	1.39円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2019年7月26日開催の取締役会決議により、2019年8月13日付で株式1株につき100株の割合で、また2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
当期純利益（千円）	32,435
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	32,435
普通株式の期中平均株式数（株） (うち普通株式)	23,411,511 (18,980,533)
(うちA1種優先株式)	(2,438,884)
(うちA2種優先株式)	(1,644,467)
(うちB種優先株式)	(347,627)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数30,360個）。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
1株当たり純資産額	29.80円
1株当たり当期純利益	30.97円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
当期純利益（千円）	937,297
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	937,297
普通株式の期中平均株式数（株） (うち普通株式) (うちA1種優先株式) (うちA2種優先株式) (うちB種優先株式)	30,266,605 (18,782,170) (3,247,860) (1,875,000) (6,361,575)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数94,154個）。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 自己株式の消却

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、自己株式の消却を実施しました。

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の総数

40,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 1.96%）

(3) 消却日

2021年5月20日

(4) 消却後の発行済株式総数

1,996,229株

2. ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、2021年8月24日開催の臨時株主総会において、第8回新株予約権の発行について決議しております。また、2021年11月22日開催の臨時株主総会において、第9回新株予約権の発行について決議しております。なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

3. 優先株式の取得及び自己株式（優先株式）の消却

A 1種優先株主、A 2種優先株主及びB種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月30日付でA 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式の全てについて、2021年12月1日開催の取締役会決議により消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A 1種優先株式	216,524株
A 2種優先株式	125,000株
B種優先株式	424,105株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	765,629株
------	----------

(3) 交付後の発行済普通株式数 1,996,229株

(4) 消却の効力発生日

2021年12月1日

4. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2021年12月1日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月5日付をもって株式分割を行っております。また、2022年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的、単元株制度の採用の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2022年1月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき15株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,996,229株
今回の分割により増加する株式数	27,947,206株
株式分割後の発行済株式総数	29,943,435株
株式分割後の発行可能株式総数	115,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2021年12月14日
基準日	2022年1月4日
効力発生日	2022年1月5日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 資本金について

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(4) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の優先株式の消却及び株式分割に伴い、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式に関する規定を削除しております。

(2) 定款変更の内容（下線は変更部分）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式の総数は、 <u>3,750万株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 <u>普通株式 3,000万株</u> <u>A1種優先株式 600万株</u> <u>A2種優先株式 100万株</u> <u>B種優先株式 50万株</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式の総数は、 <u>1億1,500万株</u> とする。
第2章の2種類株式 (略)	削除

(3) 定款変更の効力発生日

2021年12月8日

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当第3四半期会計期間への影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ イベント中止損失

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社主催のイベント「にじさんじ 4th Anniversary LIVE『FANTASIA』」を中止したことに伴う損失額であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自2021年5月1日
至2022年1月31日)

減価償却費	52,782千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2022年1月31日）

1. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月20日付で、自己株式40,000株の消却を実施しております。その結果、負の値となるその他資本剰余金をその他利益剰余金から減額しています。

これらの結果、当第3四半期累計期間において資本剰余金が70,000千円、利益剰余金が55,640千円、自己株式が125,640千円減少し、当第3四半期会計期間末において、資本剰余金が2,476,034千円、利益剰余金が3,001,654千円となっております。なお、保有していた自己株式を全て消却したこととなります。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2022年1月31日）

当社は、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2022年1月31日)	
ライブストリーミング領域	2,226,606千円
コマース（コンテンツ）領域	4,789,737
コマース（イベント）領域	733,221
プロモーション領域	1,835,476
その他領域（注）	574,458
合計	10,159,499

（注）その他領域には、海外VTuberビジネスを含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2022年1月31日)
1 株当たり四半期純利益	68円79銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益（千円）	2,059,760
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純利益 (千円)	2,059,760
普通株式の期中平均株式数（株）	29,943,435
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんでしたので記載しておりません。
 2. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月30日付でA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として、当該A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
 3. 当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、消却しております。なお、2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
 4. 当社は、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。そのため、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

単元株制度の採用

当社は、2022年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	77,335	151,311	76,515 (76,515)	152,132	2,279	9,277	149,852
工具、器具及び備品	85,148	66,098	—	151,247	52,247	27,480	98,999
有形固定資産計	162,484	217,410	76,515 (76,515)	303,379	54,527	36,757	248,852
無形固定資産							
ソフトウェア	8,186	3,600	—	11,786	2,470	1,578	9,315
無形固定資産計	8,186	3,600	—	11,786	2,470	1,578	9,315
長期前払費用	4,232	202	1,972	2,462	2,355	2,355	106

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

当期増加額の主な内訳

建物	新オフィスの建物、設備造作等の取得	150,731千円
工具、器具及び備品	モーションキャプチャカメラの取得	34,027千円
工具、器具及び備品	ネットワーク機器等の取得	10,956千円

当期減少額の主な内訳

建物	旧オフィスの設備造作等の減損	76,515千円
----	----------------	----------

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	33,332	200,000	0.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	118,800	242,510	0.9	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	216,921	570,101	0.8	2022年～2025年
合計	369,053	1,012,611	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	260,012	153,769	111,320	45,000

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,907
預金	
普通預金	3,624,367
小計	3,624,367
合計	3,628,274

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ドワンゴ	700,123
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	288,302
グーグル合同会社	137,412
ピクシブ株式会社	50,835
株式会社miHoYo	24,850
その他	193,786
合計	1,395,309

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
705,167	5,317,714	4,627,572	1,395,309	76.8	72

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額（千円）
商品	
グッズ	127,033
合計	127,033

二. 敷金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
三井不動産株式会社	508,265
その他	57,357
合計	565,623

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	291,228
株式会社G-CREWS	21,645
株式会社Live2D	15,807
ユニバーサルミュージック合同会社	15,215
株式会社ソニー・ミュージックレーベルズ	13,974
その他	264,316
合計	622,188

ロ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税	326,837
未払事業税	98,456
未払住民税	36,824
合計	462,118

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.anycolor.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行
使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年6月14日	—	—	—	株式会社アドウェイズ 代表取締役社長 岡村 陽久	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー38階	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式△1,050,000 A 2種優先株式1,050,000 (注) 4.	—	普通株式のA 2種優先株式への転換
2019年12月17日	田角 陸	東京都千代田区	特別利害関係者等（当社代表取締役CEO、大株主上位10名）	Sin Growth Partners Pte. Ltd. Director 真下 弘和	10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore 079903	—	普通株式95,505	19,998,747 (210) (注) 5.	所有者の事情による
2021年3月11日	田角 陸	東京都千代田区	特別利害関係者等（当社代表取締役CEO、大株主上位10名）	Sin Growth Partners Pte. Ltd. Director 真下 弘和	10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore 079903	—	普通株式122,685	25,690,239 (210) (注) 5.	所有者の事情による
2021年11月30日	—	—	—	HODE HK Limited. Director NI LI	FLAT/RM 603, 06/F, LAWS COMMERCIAL PLAZA, 788 CHEUNG SHA WAN ROAD, CHEUNG SHA WAN, HONG KONG	特別利害関係者等（大株主上位10位）	A 1種優先株式△2,388,000 普通株式2,388,000	—	(注) 6.
2021年11月30日	—	—	—	SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	A 1種優先株式△716,550 普通株式716,550	—	(注) 6.
2021年11月30日	—	—	—	株式会社アドウェイズ 代表取締役社長 岡村 陽久	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー38階	特別利害関係者等（大株主上位10位）	A 2種優先株式△1,050,000 普通株式1,050,000	—	(注) 6.
2021年11月30日	—	—	—	LC FUND VIII, L.P. Director Hao Chen	MAPLES CORPORATE SERVICES LIMITED UGLAND HOUSE GRAND CAYMAN E9 KY1-1104	特別利害関係者等（大株主上位10位）	B種優先株式△3,348,210 普通株式3,348,210	—	(注) 6.

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 11月30日	—	—	—	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役社長 村松 俊亮	東京都千代田区六番町4番地5	特別利害関係者等（大株主上位10位）	B種優先株式 △1,674,105 普通株式 1,674,105	—	(注) 6.
2021年 11月30日	—	—	—	けいはんな学研都市ATRベンチャーニュック投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 多賀谷 実	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等（大株主上位10位）	B種優先株式 △669,630 普通株式 669,630	—	(注) 6.
2021年 12月 1日	株式会社アドウェイズ 代表取締役社長 岡村 陽久	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産グランドタワー38階	特別利害関係者等（大株主上位10位）	株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス 代表取締役社長 西岡 明彦	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産グランドタワー38階	特別利害関係者等（大株主上位10位） (注) 7.	普通株式 750,000 (注) 5.	263,150,000 (350)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年5月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 2019年5月24日開催の臨時株主総会により、2019年6月14日付で新たにA1種優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を決議するとともに、発行済みの普通株式の一部をA2種優先株式へと内容の変更を行う決議をしております。
5. 移動価格は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。
6. 株主からの取得請求権行使に基づき、2021年11月30日付でA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当該優先株式の発行時の価格はDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格

は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は、2021年12月1日付で会社法第178条に基づきすべて消却しており、また、2021年12月8日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

7. 当該移動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行年月日	2019年6月14日	2019年8月26日	2020年4月6日	2020年4月8日
種類	A 1種優先株式	A 1種優先株式	B種優先株式	B種優先株式
発行数	1,194,000株	2,053,860株	3,683,025株	669,630株
発行価格	210円 (注) 3	210円 (注) 3	300円 (注) 3	300円 (注) 3
資本組入額	105円	105円	150円	150円
発行価額の総額	249,983,004円	429,941,360円	1,099,996,800円	199,996,160円
資本組入額の総額	124,991,502円	214,970,680円	549,998,400円	99,998,080円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—	—

項目	株式⑤
発行年月日	2020年4月10日
種類	B種優先株式
発行数	2,008,920株
発行価格	300円 (注) 3
資本組入額	150円
発行価額の総額	599,997,440円
資本組入額の総額	299,998,720円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	—

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2019年7月29日	2019年10月31日	2020年6月30日	2020年6月30日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権
発行数	普通株式 127,500株	普通株式 450,000株	普通株式 187,500株 (注) 6	普通株式 450,000株
発行価格	210円 (注) 3	213.07円 (注) 3	210円 (注) 4	213.8円 (注) 4
資本組入額	105円	106.54円	105円	106.9円
発行価額の総額	26,694,165円	95,880,000円	39,262,500円	96,210,000円
資本組入額の総額	13,347,083円	47,940,000円	19,631,250円	48,105,000円
発行方法	2019年7月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年9月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2020年6月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年6月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦
発行年月日	2020年12月22日	2021年8月25日	2021年11月24日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 337,500株 (注) 7	普通株式 789,000株 (注) 8	普通株式 315,000株 (注) 9
発行価格	210円 (注) 4	410円 (注) 4	410円 (注) 4
資本組入額	105円	205円	205円
発行価額の総額	67,531,500円	322,806,200円	128,877,000円
資本組入額の総額	33,765,750円	161,403,100円	64,438,500円
発行方法	2020年12月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年8月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年11月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新

規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年4月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行いう日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、直近の第三者割当増資の価格等を参考として決定しております。
 4. 発行価格は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）によって算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき210円	1株につき210円	1株につき210円	1株につき210円
行使期間	自 2019年7月29日 至 2029年7月28日	自 2019年10月31日 至 2029年10月30日	自 2020年6月30日 至 2030年6月29日	自 2020年6月30日 至 2030年6月29日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦
行使時の払込金額	1 株につき210円	1 株につき410円	1 株につき410円
行使期間	自 2020年12月22日 至 2030年12月21日	自 2021年8月25日 至 2031年8月24日	自 2021年11月24日 至 2031年11月23日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

- 6. 新株予約権③については、退職により従業員1名45,000株分の権利が喪失しております。
- 7. 新株予約権⑤については、退職により従業員4名60,000株分の権利が喪失しております。
- 8. 新株予約権⑥については、退職により従業員5名28,500株分の権利が喪失しております。
- 9. 新株予約権⑦については、退職により従業員6名21,000株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
HODE HK Limited NI LI, Director 資本金 非公開	FLAT/RM 603, 06/ F, LAWS COMMERCIAL PLAZA, 788 CHEUNG SHA WAN ROAD, CHEUNG SHA WAN, HONG KONG	投資会社	A 1 種優先株式 1, 194, 000	249, 983, 004 (210)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1

(注) 1. HODE HK Limitedは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
HODE HK Limited NI LI, Director 資本金 非公開	FLAT/RM 603, 06/ F, LAWS COMMERCIAL PLAZA, 788 CHEUNG SHA WAN ROAD, CHEUNG SHA WAN, HONG KONG	投資会社	A 1 種優先株式 1, 194, 000	249, 944, 000 (210)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SBI AI & Blockchain 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBI インベストメント株式 会社 代表取締役執行 役員社長 川島 克哉 資本金 60, 000百万円	東京都港区六本木一丁 目 6 番 1 号	投資事業組合	A 1 種優先株式 716, 550	149, 997, 800 (210)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1
K L a b 株式会社 代表取締役社長 C E O 森田 英克 資本金 4, 909百万円	東京都港区六本木六丁 目10番 1 号	ゲーム事業	A 1 種優先株式 143, 310	29, 999, 560 (210)	—

(注) 1. SBI AI & Blockchain投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
LC FUND VIII, L. P. Hao Chen, Director 資本金 非公開	MAPLES CORPORATE SERVICES LIMITED UGLAND HOUSE GRAND CAYMAN E9 KY1-1104	投資事業組合	B 種優先株式 3, 348, 210	999, 998, 720 (300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)
Highsino Group Limited Liu Lin, Director 資本金 非公開	Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, Britis h Virgin Islands	投資管理会社	B 種優先株式 334, 815	99, 998, 080 (300)	—

(注) 1. LC FUND VIII, L. P. は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

株式④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
けいはんな学研都市 ATRベンチャーNVCC投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本 ベンチャーキャピタル 株式会社 代表取締役社長 多賀谷 実 資本金 2,050百万円	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号 丸の 内ビルディング34階	投資事業組合	B種優先株式 669,630	199,996,160 (300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)

(注) 1. けいはんな学研都市ATRベンチャーNVCC投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

株式⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役社長 村松 俊亮 資本金 100百万円	東京都千代田区六番町 4番地5	総合エンタテインメント事業	B種優先株式 1,674,105	499,999,360 (300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)
伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長CEO 岡藤 正広 資本金 253,448百万円	東京都港区北青山二丁目5番1号	総合商社	B種優先株式 334,815	99,998,080 (300)	—

(注) 1. 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
草彅 貴也	東京都墨田区	会社員	45,000	9,421,470 (210)	当社の従業員
麓 貴隆	東京都港区	会社員	45,000	9,421,470 (210)	当社の従業員
安 聖光	埼玉県春日部市	会社員	7,500	1,570,245 (210)	当社の従業員
花見 正人	東京都台東区	会社員	7,500	1,570,245 (210)	当社の従業員
山川 凌	埼玉県さいたま市南区	会社員	7,500	1,570,245 (210)	当社の従業員
小泉 亮太	東京都墨田区	会社員	7,500	1,570,245 (210)	当社の従業員
安達 小百合	東京都世田谷区	会社員	7,500	1,570,245 (210)	当社の従業員

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
釣井 慎也	東京都渋谷区	会社役員	450,000	94,230,000 (210)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鈴木 貴都	東京都中央区	会社員	45,000	9,423,000 (210)	当社の従業員
石橋 潤	東京都江戸川区	会社員	30,000	6,282,000 (210)	当社の従業員
花見 正人	東京都台東区	会社員	22,500	4,711,500 (210)	当社の従業員
石山 雄介	埼玉県川口市	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
白鳥 洸	東京都新宿区	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
山川 凌	埼玉県さいたま市南区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員
安達 小百合	東京都世田谷区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
釣井 慎也	東京都渋谷区	会社役員	450,000	94,230,000 (210)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鈴木 貴都	東京都中央区	会社員	30,000	6,282,000 (210)	当社の従業員
井場 俊博	東京都荒川区	会社員	30,000	6,282,000 (210)	当社の従業員
神谷 恵潤	東京都練馬区	会社員	30,000	6,282,000 (210)	当社の従業員
古藤 恵司	東京都台東区	会社員	30,000	6,282,000 (210)	当社の従業員
山川 凌	埼玉県さいたま市南区	会社員	22,500	4,711,500 (210)	当社の従業員
野久保 賢一	東京都港区	会社員	22,500	4,711,500 (210)	当社の従業員
カイエ アチー	東京都八王子市	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
北脇 学	東京都中野区	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
中村 裕	東京都墨田区	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
根立 紗妃	神奈川県川崎市川崎区	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
田中 航介	東京都中央区	会社員	15,000	3,141,000 (210)	当社の従業員
大滝 篤史	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員
熊坂 貴彰	神奈川県横浜市緑区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員
山内 瑞城	東京都台東区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員
山崎 優花	東京都板橋区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員
田中 里奈	神奈川県川崎市多摩区	会社員	7,500	1,570,500 (210)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
釣井 慎也	東京都渋谷区	会社役員	75,000	30,685,000 (410)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小林 陽介	東京都練馬区	会社員	60,000	24,548,000 (410)	当社の従業員
草彌 貴也	東京都墨田区	会社員	45,000	18,411,000 (410)	当社の従業員
鈴木 貴都	東京都中央区	会社員	45,000	18,411,000 (410)	当社の従業員
岸 祐司	東京都中野区	会社員	45,000	18,411,000 (410)	当社の従業員
岩倉 亜貴	東京都文京区	会社員	45,000	18,411,000 (410)	当社の従業員
田中 航介	東京都中央区	会社員	37,500	15,342,500 (410)	当社の従業員
カイエ アチー	東京都八王子市	会社員	30,000	12,274,000 (410)	当社の従業員
鈴木 武杜	東京都中野区	会社員	30,000	12,274,000 (410)	当社の従業員
花見 正人	東京都台東区	会社員	30,000	12,274,000 (410)	当社の従業員
丸田 祐輔	東京都墨田区	会社員	22,500	9,205,500 (410)	当社の従業員
野久保 賢一	東京都港区	会社員	22,500	9,205,500 (410)	当社の従業員
北脇 学	東京都中野区	会社員	22,500	9,205,500 (410)	当社の従業員
貝谷 俊宣	東京都板橋区	会社員	22,500	9,205,500 (410)	当社の従業員
荒川 和也	東京都台東区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
酒井 基主	東京都杉並区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
川野 健一	神奈川県川崎市中原区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
環貫 悠	東京都目黒区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
小島 麗央	東京都台東区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
江良 俊貴	神奈川県横浜市青葉区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
中村 裕	東京都墨田区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
安達 尚哉	東京都世田谷区	会社員	15,000	6,137,000 (410)	当社の従業員
山崎 優花	東京都板橋区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
西 春樹	東京都台東区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
根立 紗妃	神奈川県川崎市川崎区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
柴田 知洋	東京都大田区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
高瀬 信軌	東京都世田谷区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
山内 瑞城	東京都台東区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
大島 空良	東京都大田区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
野村 拓也	神奈川県川崎市中原区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
大滝 篤史	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	7,500	3,068,500 (410)	当社の従業員
伊東 龍	東京都大田区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
高橋 亮	東京都多摩市	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
宮口 将大	東京都台東区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
坂根 典弘	東京都江東区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
海上 千晶	東京都練馬区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
熊坂 貴彰	神奈川県横浜市緑区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
細野 貴弘	東京都文京区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
荻田 晴菜	東京都台東区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
内山 勇樹	埼玉県川口市	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森山 真吾	東京都台東区	会社員	6,000	2,454,800 (410)	当社の従業員
四野見 紘理香	埼玉県北葛飾郡松伏町	会社員	6,000	2,454,800 (410)	当社の従業員
彭 康嘉	東京都新宿区	会社員	6,000	2,454,800 (410)	当社の従業員
小川 清輝	東京都杉並区	会社員	6,000	2,454,800 (410)	当社の従業員
門谷 悠斗	東京都墨田区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
村田 智洋	東京都中野区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
魏 開陽	東京都中央区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
毛利 俊	埼玉県川口市	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
山川 真人	東京都千代田区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
山口 優	東京都北区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
森恒 謙	東京都荒川区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
仲山 京花	東京都渋谷区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
窪谷 駿	東京都世田谷区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
佐々木 忠洋	東京都墨田区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
大倉 瑞衣	東京都新宿区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
小澤 麗	東京都中央区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
織田 彩子	東京都調布市	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
大間 華奈子	東京都杉並区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
小田 悟	東京都新宿区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
知古嶋 しの	東京都世田谷区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
椎名 拓	東京都調布市	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
ギリス カラム	東京都新宿区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
奥田 卓司	東京都世田谷区	会社員	4,500	1,841,100 (410)	当社の従業員
荒井 まこと	埼玉県越谷市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
原田 和也	東京都中野区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
大辻 寛人	東京都台東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
小野塚 一輝	東京都武藏野市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
廣木 大喜	東京都台東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
松本 彩伽	東京都豊島区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
井上 道也	東京都目黒区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
横田 江美	東京都板橋区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
栗野 友記	東京都世田谷区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
杉山 洋輔	神奈川県小田原市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
Gudi Madhu	東京都墨田区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
小杉 夏海	東京都豊島区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
篠崎 直哉	東京都足立区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
渡部 なおみ	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
村田 仁美	東京都荒川区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
坂間 建介	東京都台東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
河口 友佑	東京都中野区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
松永 啓嗣	東京都八王子市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
三枝 孝明	東京都江戸川区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
織田 貴仁	東京都台東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
松本 佑介	埼玉県富士見市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川上 拓朗	東京都台東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
宮崎 英里	東京都杉並区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
矢野 えりと	東京都世田谷区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
小松 弘樹	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
池田 弘樹	千葉県市川市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
松本 るり	東京都江東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
黒瀬 聖騰	東京都杉並区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
三室 奈月	東京都荒川区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
古垣 ゆかり	東京都文京区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
北村 舞	神奈川県横浜市港北区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
小澤 透	東京都杉並区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
梅田 優樹	東京都品川区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
大平 真聖	東京都新宿区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
長谷部 杏奈	東京都練馬区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
金子 佳世	神奈川県横浜市栄区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
成田 大基	埼玉県上尾市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
渡會 透	東京都中野区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
青野 航平	埼玉県ふじみ野市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
新谷 郁花	東京都葛飾区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
久保井 啓汰	東京都江東区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
清水 滉介	東京都中央区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
富永 佳輝	千葉県流山市	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 優	神奈川県川崎市宮前区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
早崎 夕希	東京都世田谷区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
長江 博志	東京都杉並区	会社員	3,000	1,227,400 (410)	当社の従業員
小池 美輝	千葉県船橋市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
小林 愛	東京都板橋区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
趙 友天	東京都北区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
三平 瑠夏	東京都昭島市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
平山 怜奈	東京都墨田区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
勝山 藍	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
岸 遼平	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
天田 遥香	東京都台東区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
原 千尋	神奈川県藤沢市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
愛甲 健一朗	東京都台東区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
植松 健希	東京都杉並区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
中前 智貴	東京都墨田区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
小林 航	埼玉県さいたま市中央区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
石井 貴大	東京都国分寺市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
虫賀 康太	東京都大田区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
後藤 啓太	東京都台東区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
峰 海吏	東京都新宿区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
南 美歌	神奈川県川崎市川崎区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
杉野 貴哉	東京都墨田区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
謝 京翰	東京都足立区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
山本 真士	東京都台東区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田尻 雷蔵	東京都荒川区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
宮園 知奈	東京都荒川区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
坂下 伸行	茨城県土浦市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
野中 柝暉	東京都中野区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
栗本 凌雅	千葉県市川市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
Ali Shagufta	東京都中野区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
野村 周平	東京都港区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
キンナモン 未来	東京都練馬区	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
勘田 真由	東京都国分寺市	会社員	1,500	613,700 (410)	当社の従業員
木原 有香	東京都墨田区	会社員	1,500	613,700 (6410)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田角 陸(注) 2	東京都港区	14,031,810	43.11
LC FUND VIII, L.P.(注) 2	MAPLES CORPORATE SERVICES LIMITED UGLAND HOUSE GRAND CAYMAN E9 KY1-1104	3,348,210	10.29
HODE HK Limited(注) 2	FLAT/RM 603, 06/F, LAWS COMMERCIAL PLAZA, 788 CHEUNG SHA WAN ROAD, CHEUNG SHA WAN, HONG KONG	2,388,000	7.34
Skyland Ventures 2号投資事業有限 責任組合(注) 2	東京都渋谷区道玄坂二丁目10番12号 新大宗ビル3号館531号	2,250,000	6.91
株式会社ソニー・ミュージックエン タテインメント(注) 2	東京都千代田区六番町4番地5	1,674,105	5.14
本田 謙(注) 2	Gentle Road, Singapore	1,500,000	4.61
釣井 慎也(注) 3	東京都渋谷区	975,000 (975,000)	3.00 (3.00)
株式会社インフルエンサーインベス トメントホールディングス(注) 2	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階	750,000	2.30
SBI AI&Blockchain投資事業有限責 任組合(注) 2	東京都港区六本木一丁目6番1号	716,550	2.20
けいはんな学研都市ATRベンチャー NVCC投資事業有限責任組合(注) 2	東京都千代田区丸の内二丁目4番1 号	669,630	2.06
SinGrowthPartners Pte. Ltd. (注) 2	10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore	527,190	1.62
上野山 勝也	東京都新宿区	375,000	1.15
Highsino Group Limited	Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	334,815	1.03
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	334,815	1.03
株式会社アドウェイズ	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階	300,000	0.92
草彅 貴也(注) 4	東京都墨田区	240,000 (90,000)	0.74 (0.28)
MOI Inc.	VB Center, Suite 2A, Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei	187,500	0.58
大湯 俊介	東京都港区	150,000	0.46
KLab株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	143,310	0.44
鈴木 貴都(注) 4	東京都中央区	120,000 (120,000)	0.37 (0.37)
伊藤 将雄	東京都港区	112,500	0.35
盧 八味	東京都江東区	103,500 (103,500)	0.32 (0.32)
花見 正人(注) 4	東京都台東区	60,000 (60,000)	0.18 (0.18)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小林 陽介(注) 4	東京都練馬区	60,000 (60,000)	0.18 (0.18)
田中 航介(注) 4	東京都中央区	52,500 (52,500)	0.16 (0.16)
麓 貴隆(注) 4	東京都港区	45,000 (45,000)	0.14 (0.14)
野久保 賢一(注) 4	東京都港区	45,000 (45,000)	0.14 (0.14)
カイエ アチ一(注) 4	東京都八王子市	45,000 (45,000)	0.14 (0.14)
岸 祐司(注) 4	東京都中野区	45,000 (45,000)	0.14 (0.14)
岩倉 垣貴(注) 4	東京都文京区	45,000 (45,000)	0.14 (0.14)
山川 凌(注) 4	埼玉県さいたま市南区	37,500 (37,500)	0.12 (0.12)
北脇 学(注) 4	東京都中野区	37,500 (37,500)	0.12 (0.12)
石橋 潤(注) 4	東京都江戸川区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
井場 俊博(注) 4	東京都荒川区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
古藤 恵司(注) 4	東京都台東区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
神谷 恵潤(注) 4	東京都練馬区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
中村 裕(注) 4	東京都中野区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
鈴木 武杜(注) 4	東京都中野区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
根立 紗妃(注) 4	神奈川県川崎市川崎区	22,500 (22,500)	0.07 (0.07)
丸田 祐輔(注) 4	東京都墨田区	22,500 (22,500)	0.07 (0.07)
貝谷 俊宣(注) 4	東京都板橋区	22,500 (22,500)	0.07 (0.07)
安達 小百合(注) 4	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
石山 雄介(注) 4	埼玉県川口市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
白鳥 洋(注) 4	東京都新宿区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
山内 瑞城(注) 4	東京都台東区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
山崎 優花(注) 4	東京都板橋区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
大滝 篤史(注) 4	神奈川県横浜市神奈川区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小島 麗央(注) 4	東京都台東区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
江良 俊貴(注) 4	神奈川県横浜市青葉区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
安達 尚哉(注) 4	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
環貫 悠(注) 4	東京都目黒区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
荒川 和也(注) 4	東京都台東区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
酒井 基主(注) 4	東京都杉並区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
川野 健一(注) 4	神奈川県川崎市中原区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
その他117名	—	402,000 (402,000)	1.24 (1.24)
計	—	32,548,935 (2,605,500)	100.00 (8.00)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 当社の従業員

5. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2022年4月21日

ANYCOLOR株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹原 玄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているANYCOLOR株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ANYCOLOR株式会社の2020年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月21日

ANYCOLOR株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹原 玄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているANYCOLOR株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ANYCOLOR株式会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年4月21日

ANYCOLOR株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹原 玄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているANYCOLOR株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年5月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ANYCOLOR株式会社の2022年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

